

令和7年度
八戸学院大学短期大学部
自己点検評価書



八戸学院大学短期大学部

建学の精神

「神を敬し、人を愛する」

八戸学院大学短期大学部は、カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することを建学の精神とする。

はじめに

令和 7 年度、本学はひとつの節目を迎えました。まず、令和 5 年度の認証評価の際に参考意見として付された旧校舎（4 号館）の取り壊しが昨年行われ、並行して進められていた改修工事もこの春終了して、今年度は利便性や快適性が大きく向上した環境で教育活動を開始することができました。新しい環境の詳細については基準 3 に記しています。また、幼児保育学科では今年度より 2 コース制を取り入れ、従来の 2 年課程（2 年コース）に加えて長期履修制度を活用した 3 年コースを運用しています。3 年コースの概要については基準 3 と 4 に記しましたが、初年度の 3 年コース生は 23 名であり、2 年コース生 36 名と合わせると前年度より若干ながら入学者数が増えたことから、滑り出しはまずまずだと言えるでしょう。

2 コース制は令和 6 年度に本学が選定された「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」における学科改革案の中核となっています。今後は「学修成果の把握・評価」のための様々な調査結果を分析し、学生からの意見も聴取しながら 3 年コースの特色・魅力を明確化していきます。それによって内部質保証に務めるとともに、この仕組みを県内外に周知して学生確保に繋げたいと思います。

一方、全国的に介護を志す学生が減っている中で、介護福祉学科は令和 8 年度には青森県内唯一の介護福祉士養成施設となることが決まりました。留学生の受入れについては実績を積み、国際色豊かな学びの環境を構成していますが、やはり学生確保が厳しいのは否めません。本学の内部質保証のための重要な仕組みである関係団体懇談会で意見を交換するのはもちろんですが、国の方針を見極めつつ、自治体とも連携して、学科の方向性を探る必要があります。

令和 8 年度は両学科とも定員を削減する予定ですが、その定員を満たすことができるかどうか、重要なポイントとなるでしょう。

最後に、本学は令和 6 年度私立大学等改革総合支援事業のタイプ 1 に選定されました。教職員が知恵を出し合い、無理や無駄のない合理的な工夫をした成果ととらえ、関係者に深く感謝しております。これからもその姿勢で、地域社会に真に必要とされる大学たるべく、運営に取り組んで参ります。

八戸学院大学短期大学部 学長 杉山 幸子

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	7
基準1 使命・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	7
基準2 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	11
基準3 学生・・・・・・・・・・・・・・・・	17
基準4 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・	35
基準5 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・	45
基準6 経営・管理と財務・・・・・・・・	51
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・	61
基準A 地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・	61
V. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・	69
VI. エビデンス集一覧・・・・・・・・	71

I . 建学の精神・短期大学の基本理念、 使命・目的、短期大学の個性・特色等

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 八戸学院大学短期大学部の建学の精神と教育理念

「神を敬し、人を愛する」

八戸学院大学短期大学部は、カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することを建学の精神とする。

図1 八戸学院大学短期大学部「建学の精神」

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）の設置母体である学校法人光星学院（以下、法人）は、昭和 34(1959)年 3 月、洗礼名ヨゼフ中村由太郎（初代理事長）によって創設された。中村由太郎は自らの苦学の体験とキリスト教信者としての愛と奉仕の精神を基に、「若人に教育を与え、人格の陶冶を図り、地域社会の発展に寄与する人材を育成せん」と願い、「神を敬し、人を愛する」を建学の精神に掲げた。

中村由太郎の教育に対する並々ならぬ思いは、昭和 31(1956)年 4 月、光星学院高等学校（現校名：八戸学院光星高等学校）設立にあたって起案された設立趣意書に込められている。すなわち、「進学の希望が満たされない多くの少年達を放置している事態は、地方教育界の未曾有の大事である。純真澁刺たる多くの若人達の栄えある前途にこそ偉材が潜みいることを思い、進学の道を平にして彼等に光明を与え、秘めたる天分を見出し、その天分を遺憾なく発揮させ、真に人類社会の進歩発展に寄与せしめんとするものである」。

昭和 46(1971)年 7 月、中村由太郎は法人の理想とする「立体的総合学園」構想を打ち出した。そこには「幼稚園－中学校－高等学校－短期大学－四年制大学－大学院と正規の学校から、社会人を対象とする成人教育を含む生涯教育の場を完成し、この全学を一つの指導原理によって貫き、真に時代が要請する有用人材を育成しよう」と法人の将来展望が示され、「前途尚遼遠を思わせるものがあるが、急がずあせらず、着実に実行をして完成を期する」と強い決意が表明されている。

このような建学の精神、理念を踏まえ、法人の理想実現に向けて、昭和 46(1971)年 4 月、八戸短期大学（現校名：八戸学院大学短期大学部）が開学した。建学の精神は「神を敬し、人を愛する」という言葉に端的に表現され、さらに、「カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成する」と述べられている。また、教育理念として「教育基本法及び学校教育法に基づき、カトリック精神に則り、広く豊かな教養をもち、正しい道德観と高い知性を有する青年の育成に努め、21 世紀の要求している人間の育成、特に地方の時代の到来にこたえ、地方文化や地域経済に密着した教育をする」ことを掲げ、開学以来今日に至るまで受け継がれている。

近年、急激な少子化が進行する中で本学のいっそうの充実・発展を期するためには、改めて建学の精神、理念に立ち返り、理想実現に向けて法人が一体となって地域と連携を強化する必要があるとの決意がなされた。そこで、法人内すべての学校名に「八戸学院」を冠して統一性を図るとともに、法人を象徴するロゴマークを作成した。それにともない、平成 25(2013)年 4 月に校名を「八戸短期大学」から「八戸学院短期大学」へと変更し、さ

らに、平成 29(2017)年 4 月、八戸学院大学とのいっそうの連携強化を図り、「八戸学院大学短期大学部」と名称変更した。

本学のロゴマークは図 2 のとおりである。



八戸学院大学短期大学部

図 2 八戸学院大学短期大学部ロゴマーク

ロゴマークは郷土の「南部菱刺（ひしざし）」をモチーフにして、八戸の「8」と「無限」の記号をデザインしたものであり、「八戸を愛する心」と「無限の可能性」を象徴している。シンボルカラーは日本の伝統色である臙脂色（えんじいろ）であり、これは内に情熱を秘めながらも、冷静、沈着な思考力と行動力に富む人材をイメージしている。

2. 八戸学院大学短期大学部の使命・目的

本学の使命・目的は建学の精神および教育理念に基づき、「八戸学院大学短期大学部学則」第 1 条第 1 項に、「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道徳観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」と定めている。

本学は昭和 46(1971)年に幼児教育学科（平成 16(2004)年、幼児保育学科に名称変更）をもって開学し、16 年後の昭和 62(1987)年に経営情報学科（平成 16(2004)年、現代ビジネス学科に名称変更）を増設した。この 2 学科体制がしばらく続いたが、学生のニーズの多様化を考慮して、平成 18(2006)年に現代ビジネス学科をライフデザイン学科へと改組転換し、さらには地域社会の医療福祉へのニーズに応えるべく、平成 21(2009)年に 3 年制の看護学科を増設した。その後、看護学科はより高度な教育を目指して平成 28(2016)年 4 月に 4 年制の「八戸学院大学健康医療学部看護学科」へと改組し、一方、ライフデザイン学科は平成 30(2018)年に学生募集を停止した。

平成 31(2019)年 4 月、新たに介護福祉学科を設立し、本学は幼児保育学科と介護福祉学科の 2 学科体制となった。各学科の教育理念・目的・目標は以下のとおりである。なお、介護福祉学科では完成年度を迎えるにあたって見直しを行い、令和 3(2021)年 4 月に改訂を実施した。

・幼児保育学科

＜教育理念＞

愛と知性に富み、常に自らの専門性の向上を目指す保育者を育成する。

＜教育目的＞

理念と実践の融合を図り、保育者として社会の発展に寄与できる人材を育成する。

＜教育目標＞

1. 専門的知識と技術を有し、子どもの発達過程に応じて豊かな保育環境を構成することができる保育者を養成する。

2. 自らの責務を理解し、他の保育者や専門職者と協働して、子どもの最善の利益を追求することができる保育者を養成する。

・介護福祉学科

＜教育理念＞

高い倫理性を持ち、幅広い教養や総合的な判断力及び豊かな人間性を備え、地域社会の多様性や変化に対応し、地域共生社会の実現のために、福祉・介護サービスにおいて中核的な役割を担う職業人を育成する。

＜教育目的＞

介護の諸活動を、専門職として、主体的、自律的、合理的に展開する能力と態度を育てるとともに、高い教養を身につけることにより、尊厳と自立を支えるケアを実践し、地域や社会のニーズに対応しながら福祉社会に貢献できる人材を育成する。

＜教育目標＞

1. 介護に関連する諸制度を理解するとともに、介護の専門的知識技術を有し、自立支援、望む生活を支えるという視点から、介護実践できる能力を身につけた介護福祉士を養成する。
2. 利用者や家族の援助のためのコミュニケーション能力と、関連分野に関する基本的事項について確かな理解を持ち、多職種協働チームにより、介護過程を展開できる介護福祉士を養成する。

3. 八戸学院大学短期大学部の個性・特色

青森県内には5校の短期大学があるが、津軽地域に4校が偏在し、県南地域には本学1校のみが所在している。

9割以上の学生の出身地が青森県内であり、多くは近隣の市町村から通学している。残る学生のほとんどは近隣の岩手県沿岸の久慈市・洋野町、内陸の二戸市・軽米町から入学している。交通の便が良い立地ではないが、スクールバスの路線を整備しており、また、地方の特性として自家用車の所有率が高いことから、自宅通学の学生が多い。卒業後は毎年多くが保育士、幼稚園教諭、保育教諭、福祉施設職員等の専門職者として出身地域に就職している。

このように、本学は学生の出身地、就職先ともに地域と密接に関わっているが、在学中の教育活動も地域資源を活用して行われている。

まず、両学科ともに地域の施設において実習が実施されており、それもあって地域の施設におけるボランティア活動が盛んである。幼児保育学科の必修科目であるゼミナールでは、地域の幼稚園、保育所、福祉施設等での活動が多く見られる。介護福祉学科においては、研究演習や地域文化論において、社会福祉協議会や施設等と連携して地域課題への取り組みを積極的に行い地域とのつながりを強めている。

また、地域にある大学として、地域の行事に参加するとともに、学内行事を市民に開放している。八戸七夕祭り前夜祭の「八戸小唄流し踊り」には毎年全学を挙げて参加し、中心街を飾り付ける吹き流しも教育の一環として制作している。幼児保育学科では三陸復興国立公園内の白浜海岸で「砂浜彫刻」を行い、学園祭で実施する「子どもの部屋」や卒業

前に 2 年生全員で上演する「ミニオペレッタ」には、毎年多くの地域の子どもと保護者が訪れている。さらに、地域の子どもや高齢者を対象に、両学科とも教員の専門性を活かした継続的な活動も展開されている。

このように、地域をキャンパスとした教育研究が展開されているのが本学の大きな特色だが、介護福祉学科については、加えて留学生の受け入れという特色がある。留学生の出身国は、開設初年度の令和元(2019)年がフィリピン 4 人、令和 2(2020)年が中国 1 人、令和 3(2021)年が同じく中国出身 2 人であった。日本語学校および福祉事業所と連携して介護福祉士を養成する「青森なんぶモデル」がスタートしてからは留学生の国籍が多様化し、令和 4(2022)年はベトナム 1 人、令和 5(2023)年はインドネシア 4 人およびタイ 5 人、令和 6(2024)年はインドネシア 2 人、令和 7(2025)年はインドネシア 2 人とタイ・中国・ネパールが 1 人ずつとなった。令和 3(2021)年に入学した中国からの留学生 1 人を除く全員が、卒業後に青森県内の福祉施設に就職し、介護の専門職者として働いている。留学生の受け入れについては課題も少なくないが、地域からの介護福祉人材供給の強い要望を受けて、教職員が協力して体制づくりと個々人のサポートに取り組んでいる。

II. 沿革

Ⅱ. 沿革

八戸学院大学短期大学部の主な沿革（略年表）

昭和 46 年 4 月 1 日	八戸短期大学開学（幼児教育学科開設） 森田重次郎学長（初代）就任
昭和 47 年 1 月 31 日	保母養成学校として厚生省より認可される
昭和 48 年 4 月 1 日	光星学院八戸短期大学 校名変更（旧八戸短期大学）
昭和 59 年 4 月 1 日	ニッ森重志学長（2 代）就任
昭和 62 年 4 月 1 日	光星学院八戸短期大学経営情報学科開設
平成 7 年 4 月 1 日	石丸浩文学長（3 代）就任
平成 11 年 4 月 1 日	八戸大学・八戸短期大学図書館開設
平成 14 年 4 月 1 日	織戸芳郎学長（4 代）就任
平成 15 年 4 月 1 日	中村覺学長（5 代）就任
平成 16 年 4 月 1 日	蛇口浩敬学長（6 代）就任 光星学院八戸短期大学学科名称変更、入学定員変更 （幼児教育学科 80 人→幼児保育学科 100 人、 経営情報学科 100 人→現代ビジネス学科 80 人）
平成 17 年 4 月 1 日	八戸短期大学に校名変更（旧光星学院八戸短期大学）
平成 18 年 4 月 1 日	八戸短期大学現代ビジネス学科学生募集停止 八戸短期大学ライフデザイン学科設置（80 人）
平成 19 年 3 月 31 日	八戸短期大学現代ビジネス学科廃止
平成 21 年 4 月 1 日	八戸短期大学看護学科設置、ライフデザイン学科入学定員変更（80 人→40 人）
平成 22 年 3 月 18 日	八戸短期大学が第三者評価の適格認定を受ける（短期大学基準協会）
平成 25 年 4 月 1 日	外崎充子学長（7 代）就任 八戸学院短期大学に校名変更（旧八戸短期大学）
平成 28 年 4 月 1 日	八戸学院短期大学看護学科を八戸学院大学健康医療学部看護学科に改組
平成 29 年 3 月 13 日	八戸学院短期大学が第三者評価の適格認定を受ける（短期大学基準協会）
平成 29 年 4 月 1 日	八戸学院大学短期大学部 校名変更（旧八戸学院短期大学）
平成 30 年 4 月 1 日	法官新一学長（8 代）就任 八戸学院大学短期大学部 ライフデザイン学科募集停止
平成 31 年 3 月 31 日	八戸学院大学短期大学部 ライフデザイン学科廃止
平成 31 年 4 月 1 日	杉山幸子学長（9 代）就任 八戸学院大学短期大学部 介護福祉学科設置（40 人）
令和 3 年 4 月 1 日	入学定員変更（幼児保育学科 100 人→80 人）
令和 6 年 3 月 15 日	八戸学院大学短期大学部が機関別認証評価において適合の認定を受ける（日本高等教育評価機構）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に 基づく自己評価

基準 1 . 使命・目的

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学内外への周知

学校教育法第 108 条（短期大学）、学校教育法施行規則第 165 条の 2（三つの方針）、第 172 条の 2（教育研究活動等の情報の公表）、短期大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）に基づき、「本学ホームページ」の「教育情報の公表」に教育理念、教育目的、三つのポリシーを掲載している。また、毎年度入学生と教職員に配布する「学修の手引き」に記載し、教職員に対しては年度当初の教授会において、学生に対してはオリエンテーションにおいて周知している。【資料 1-1-a, 1-1-b】

受験生や保護者に対しては「本学ホームページ」のほか、「入学者選抜試験要項」などに掲載し、オープンキャンパスや高校説明会等の機会に周知を図っている。また、地域社会に対しては、企業や行政との連携協力など、本学が広く注目される機会を活用して、よりいっそうの周知を図っている。【資料 1-1-c】

② 中期的な計画への反映

法人では、理事長を議長とする会議体において、法人内各学校の使命・目的および教育目的に基づいて中長期的な計画を策定しており、本学のこれまでの改組改変もそれに基づいて実施されてきた。令和 2(2020)年度には令和 3(2021)年度以降の中期計画が策定され、本学の四大化は現状を鑑みて継続検討課題となった。【資料 1-1-d】

法人の中長期計画を検討する会議体は令和 3(2021)年度に「法人運営協議会」として正式に運営組織図に位置づけられ、法人の「新立体的学園構想」についての再検討を行った。その結果、4つの柱は「1.人間教育と学びの充実 2.学院内の連携と特色の強化 3.地域連携と社会貢献の推進 4.新時代の国際教育の展開」と修正され、令和 4(2022)年度当初の SD 研修会において全教職員に周知された。

法人運営協議会は令和 4(2022)年度に名称を「将来計画検討会議」と変え、法人内のすべての学校について、改組を含めて検討した。その概略を令和 4(2022)年度末に常任理事会において発表し、今後はその計画を推進する段階に入ることから、令和 5(2023)年度に名称を「総合戦略推進室」と変更した。改組の計画は令和 5(2023)年度当初の SD 研修会において法人内全教職員に概要が周知され、4月の常任理事会においてスケジュールが提示

された。その後、大学・短大合同の改組等検討会議が 5 回開催され、改組案とスケジュールが 3 月の理事会で承認された。短期大学部については両学科ともに令和 8(2026)年度より定員減とすること、また、改組ではないが、幼児保育学科では令和 7(2025)年度に長期履修制度を利用した 3 年コースを開設することが決定し、令和 6(2024)年度に「総合戦略室」（総合戦略推進室を名称変更）と連携してその準備を進めた。【資料 1-1-e】

③ 三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシーは、使命・目的および教育目的に基づいて平成 24(2012)年 4 月から施行されており、平成 31(2019)年 4 月には介護福祉学科の開設にともなって同学科の三つのポリシーを策定した（同時に幼児保育学科のポリシーを改訂）。各学科の三つのポリシーは短期大学部の三つのポリシーに呼応し、人間性の涵養、専門職としての学び、他者との協働の 3 つの観点を軸に定められている。

その後は令和 2(2020)年度に介護福祉学科の教育目的等の見直しを行った際に同学科のポリシーを改訂し、さらに令和 5(2023)年度および令和 7(2025)年度のカリキュラム改訂の際に、両学科のポリシーの見直しを実施した。

④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、幼児保育学科および介護福祉学科の 2 学科と、附置機関である八戸学院図書館および八戸学院地域連携研究センター（以下、地域連携研究センター）により構成されている。さらに、令和 7(2025)年度には附置機関として八戸学院健康・スポーツ科学研究所が設立された。【資料 1-1-f】

両学科は教育理念・教育目的に基づき、それぞれの専門的分野において地域社会の発展に寄与しうる人材の育成を目指し、地域経済・地方文化に密着した教育を行っている。また、各学科の特性を活かして地域をキャンパスとした教育研究活動を展開しており、それをサポートするのが地域連携研究センターである。同センターは「八戸学院地域連携研究センター規程」第 2 条に基づき、実践的な教育としてのフィールドワーク活動を支える中核組織となっている。

⑤ 変化への対応

本学は昭和 46(1971)年に高度成長期における幼児教育へのニーズに応じて幼児教育学科（平成 16(2004)年、幼児保育学科に名称変更）をもって開学した。昭和 62(1987)年には情報化社会において即戦力となる人材を育成すべく、経営情報学科（平成 16(2004)年、現代ビジネス学科に名称変更）を増設し、その後、若者の多様化した生き方を支援するために平成 18(2006)年に現代ビジネス学科をライフデザイン学科へと改組転換した。さらには地域社会の医療福祉へのニーズに応えるべく、平成 21(2009)年に 3 年制の看護学科を増設したが、看護学科は高度化した医療に対応できる人材を育成するため、平成 28(2016)年 4 月に 4 年制の「八戸学院大学健康医療学部看護学科」へと改組した。一方でライフデザイン学科はその使命を終えたと判断して平成 31(2019)年 3 月に廃科となったが、地域の介護福祉人材養成への要望を受け、同年 4 月、新たに介護福祉学科を設立し、本学は幼児保育学科と介護福祉学科の 2 学科体制となった。さらに、幼児保育学科は現代の若者の意識の

変化と経済事情を勘案し、長期履修制度を利用した 3 年コースを令和 7(2025)年度に開始した。

以上のとおり、本学は社会情勢の変化に対応し、地域社会のニーズに応えるため、学科の設立や学科名称の変更を行い、それに合わせて教育目的などの見直しを適宜行っている。

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

特色ある取組みとしては、幼児保育学科では令和 7(2025)年度にスタートした 3 年コース（2 年コースとの 2 コース制）、介護福祉学科では青森なんぶモデルを活用した留学生の受入れを挙げることができる。3 年コースは初年度だが、23 人の入学者があり、2 年コースと合わせて 59 人と、前年度の 55 人から若干の増加を示した。介護福祉学科の留学生はその年によって人数や学生の日本語能力にばらつきがあるものの、地域社会に介護人材を送り出すという使命を確実に果たしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

幼児保育・教育と介護福祉について、その社会的重要性は誰もが認めるところだが、全国的にどこの短期大学も学生募集には苦勞している。本学の取組みをステークホルダーに伝える努力はこれまでも重ねてきたが、令和 9(2027)年には青森県内で介護福祉士の養成校は本学のみになることから、自治体からの直接的な支援を求める必要があることも外部評価で指摘されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

青森県および八戸市との連携をいっそう強化し、本学への理解と支援を求める。

基準 2. 内部質保証

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）では、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立するため、令和 3(2021)年度に「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」を定め、令和 5(2023)年 3 月に改訂した。本学の内部質保証のための組織体制は、図 2-1-1 のとおりである。【資料 2-1-a】

本学の内部質保証に責任を負う組織は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、「運営会議」）とし、運営会議のもとに、教育研究活動および管理運営についての自己点検・評価を総括する組織である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会（以下、自己点検評価委員会）と、情報の収集・分析を通じて教育、研究、社会貢献、管理運営の支援を行う組織である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR（インスティテューショナル・リサーチ）推進室（以下、IR 推進室）を位置づけている。【資料 2-1-b】

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 内部質保証システム体系図

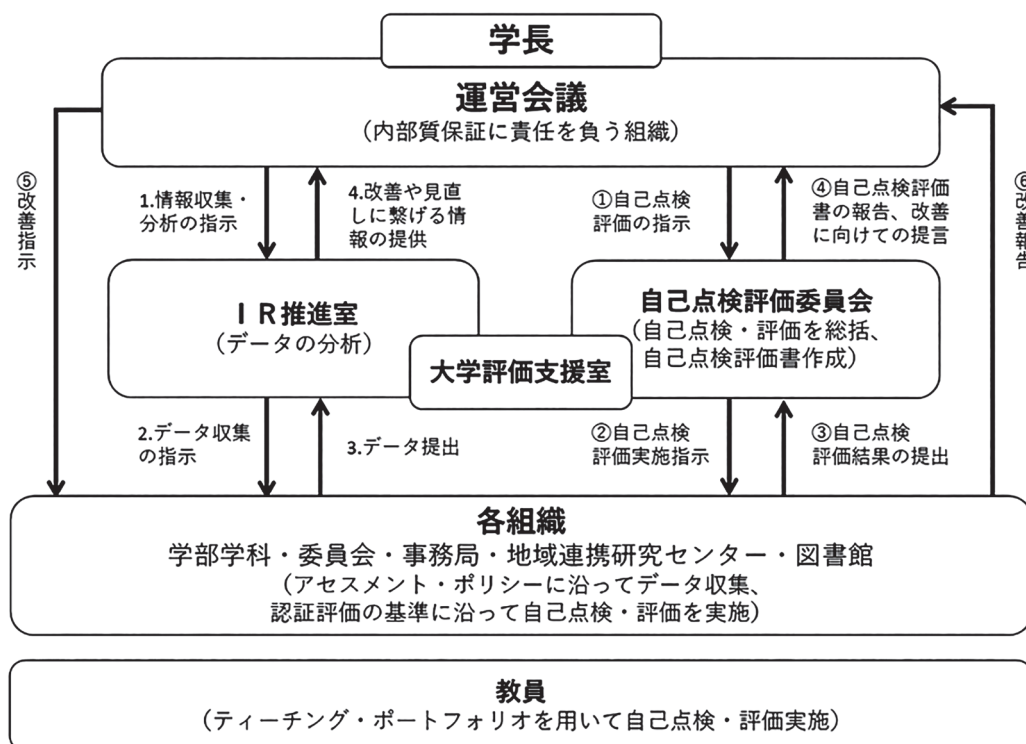


図 2-1-1 本学の内部質保証システム体系図

本学では、自主的・自律的な大学評価（自己点検評価・外部評価・相互評価・認証評価）を行うために、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程（以下、評価規程）」を定めている。この「評価規程」に基づき、内部質保証のための自己点検・評価活動を担う自己点検評価委員会が設置され、毎年度自己点検評価を実施している。自己点検評価委員会は令和 2(2020)年 4 月から学長直轄の組織となり、学長の責任のもと、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程」に基づき、本学の教育研究活動および管理運営などについて、全学的な点検・評価活動を行っている。【資料 2-1-c, 2-1-d】

また、自己点検評価委員会と同様に学長直轄の組織となった八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 委員会は令和 3(2021)年 4 月に IR・EM 委員会に、さらに令和 5(2023)年 3 月に「IR 推進室」に再編され、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程（以下、IR 推進室規程）」に基づき、教育、研究、社会貢献、管理運営などに必要な情報収集・分析を行っている。【資料 2-1-e】

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では「八戸学院大学短期大学部学則（以下、学則）」第 1 条に定められた目的を達成するため、「学則」第 2 条に「本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う」と定めている。【資料 2-2-a】

また、「学則」第 2 条 2 項に基づいて「評価規程」を定め、この「評価規程」第 3 条に基づき、毎年度、自己点検評価委員会が主体となって自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果は、自己点検評価委員会から運営会議に提出され、「学則」第 2 条の 2「本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」に基づき、「八戸学院大学短期大学部自己点検評価書（以下、自己点検評価書）」として発行している。「自己点検評価書」は、八戸学院大学短期大学部教授会において全教職員に配付され、このことにより、現状認識および取り組むべき課題について、法人、教職員間での共有を図り、教育研究環境などの改善に活用できる体制を整えている。

② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学内外のさまざまな情報は教務委員会、学生委員会、入学試験運営委員会、広報委員会、就職支援委員会などの委員会活動や学科内の事業を通じて多方面で収集されている。IR 推

進室はそれらの情報を整理・分析し、また独自の情報収集・分析を行うべく、「IR 推進室 規程」に基づいて活動している。令和 3(2021)年度は、「アセスメント・ポリシー」を定め、内部質保証に関する方針を定めた。令和 6(2024)年度にはポリシーの検証において、教育レベル、教育課程レベル、科目レベルごとにデータを明確にした。また、教員の毎年度の諸活動について自己点検・評価に用いる「ティーチング・ポートフォリオ」のフォーマットを策定し、教育改善に活用する仕組みを整えて取り組みを進めている。【資料 2-2-b, 2-2-c】

2 年間の学修支援、学生生活支援、キャリア支援の満足度を明らかにして改善につなげるために、「卒業時アンケート」を毎年度実施している。回収率は令和 2(2020)年度は 100%、令和 3(2021)年度は 96%、令和 4(2022)年度は 100%、令和 5(2023)年度は 98%、令和 6(2024)年度は 97.5%であった。【資料 2-2-d】

学修成果の把握のために、令和 2(2020)年度に各学科でそれぞれディプロマ・ポリシーに基づいたルーブリック評価表を作成し、全学生が自己の学修成果を確認した。令和 3(2021)年度、さらに令和 5(2023)年度には前年の結果を踏まえて評価項目の見直しを行った。アンケートは春学期・秋学期の適切な評価時期に、回答率を担保できる日程に組み入れて実施しているため、90%以上の高い回答率を維持している。また、統計的手法による分析を試み、学修成果の肯定的な時系列の変容が確認された。この調査は今後も継続し、学生の 2 年間の変化を追跡して教育効果の検証を図る。【資料 2-2-e】

さらに、令和 3(2021)年度以降、令和 6(2024)年度も引き続き教育課程の適切性の検証を行った。すなわち、3 つのポリシーに基づく 3 つの領域を設定して IR 情報の整理・分析から検証を試み、それが担保できていることを確認した。その結果は 3 月の運営会議および教授会において報告され、全教職員によって共有された。このように、IR などを活用した十分な調査・データの収集と分析が行われている。【資料 2-2-f】

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援に関する意見・要望を把握し支援する取り組みは、以下のとおりである。

1. 授業アンケートの実施

学生の各科目の理解度や授業の改善点、要望などを確認するため、「WebClass」を利用し、科目ごとに授業アンケートを実施しており、教員は自身の授業アンケートの結果を確認し、その内容に対してコメントを提出している。これらのデータは報告書としてまとめ、図書館にて教職員や学生が自由に閲覧できる体制を整えており、このフィードバックによ

って学修支援の向上を図っている。【資料 2-3-a】

2. 教育プログラム編成に係る学生との意見交換会

本学の教育カリキュラム編成、学生生活等の改善を図るため、毎年学生との意見交換会を行っている。【資料 2-3-b】

令和 6(2024)年度は 10 月に各学科において 1・2 年生を対象に実施した。さまざまな意見・要望が出され、個々の講義に関する具体的な要望も多かったため、結果は教務委員会だけでなく全教員で共有し、改善につなげるよう図った。

3. オフィスアワーにおける意見聴取

オフィスアワーで学生から出された意見・要望は必要に応じて学科内で共有し、改善につなげている。

4. 学生に対するアンケートの実施

学生生活の実態を明らかにし、意見・要望を把握するために、毎年「学生生活調査」を実施しており、令和 6(2024)年の回答数は 146 人、回収率 98%であった。結果はすべて学内で共有している。違法薬物の勧誘などの特に気になる情報は学生委員会による指導に反映させ、学修環境に関する情報は教務委員会を中心にオンライン授業の運営等に際して活用している。自由記述では好意的な反応だけでなく、教員に対する具体的な不満や要望も見られるため、注意を促している。【資料 2-3-c】

また、前述の通り、卒業前には毎年「卒業時アンケート」を実施し、カリキュラム、各種行事、学修支援、キャリア支援についての満足度を調査し、結果はすべて学内で共有している。

② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学は教育研究活動と就職において、地域の保育・幼児教育施設および介護福祉施設との関わりが非常に強い。そのため、毎年「関係団体懇談会」を実施し、入学者選抜、教育課程、学修成果、高大連携事業などの資料を基に、率直な意見交換を行なっている。外部評議員は八戸市私立幼稚園協会会長、八戸市保育連合会会長、八戸圏域障がい児者支援連絡議会会長、青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長、青森県介護福祉士会支部会長によって構成されている。令和 6(2024)年度も 9 月に開催し、学生の地域定着率を高めることを目的とする「地域文化論」や 3 年コース開設、短大の四大化に関する貴重なコメントをいただき、教育内容や学校運営に反映させている。【資料 2-3-d】

③ 内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証のための PDCA サイクルは以下の通りである。まず、本学の各組織はアセスメント・ポリシーに沿ってデータを収集し、自己点検・評価を実施してその結果を自己点検評価委員会に提出する。自己点検評価委員会はそれらを総括して自己点検評価書を作成し、運営会議に報告するとともに、改善に向けての提言を行う。一方、IR 推進室は集めら

れたデータを分析し、その結果を運営会議に報告することで、改善や見直しにつなげる情報を提供し、自己点検評価委員会はその情報を自己点検評価に活用する。最終的に、運営会議は IR 推進室から提供された教学に関わる情報および自己点検評価委員会による提言を受けて、本学の各組織に必要な措置を指示し、教育研究活動の改善を図る。【資料 2-3-e, 2-3-f】

さらに、学長の指示のもと、学科および各委員会は毎年度当初に事業計画書を、年度末に事業報告書を提出し、教授会で情報共有している。この事業計画書と事業報告書は PDCA サイクルを意識した様式・内容となっており、内部質保証のための PDCA サイクルが確立されている。【資料 2-3-g, 2-3-h】

学長は毎年度「自己点検評価書」を踏まえて短期大学全体の事業計画書および事業報告書を作成し、大学運営の改善・向上を図っている。また、事業計画は年度初めの教授会で説明され、短期大学全体で共有されており、これを起点に各学科の運営が行われている。このように、本学の PDCA サイクルの仕組みは確立され、機能している。【資料 2-3-i, 2-3-j】

加えて、情報公開として「本学ホームページ」にも掲載し、学内外に広く公表している。【資料 2-3-k】

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学修成果の把握のためのルーブリック評価では、各学科の教育内容に立脚した詳細な分析が行われており、教育課程の検証のために有効に機能している。また、学生からの意見聴取・アンケートは毎年適切に実施されており、教員との共有によって教育内容の改善に寄与している。

さらに、外部識者からの意見聴取の場である「関係団体懇談会」では毎年率直な意見交換が行われており、ステークホルダーとの連携強化に利するのみでなく、学科の運営にとっても重要な機会となっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

特になし。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

関係団体懇談会で寄せられた教育内容についての意見は担当者間で共有し、改善を図っている。今後は提供する資料や協議事項について学内の関係者でよく検討し、さらに充実した場となるよう取組みを進める。

基準 3. 学生

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）におけるアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）は、本学の建学の精神および教育理念に基づき、「学則」第 1 条に定める目的を踏まえて策定されている。幼児保育学科・介護福祉学科ともに新カリキュラム（令和 5(2023)年度施行）の策定に合わせて、令和 5(2023)年に改定し、同年 4 月から適用している。策定においては、学長の指示のもと、毎年行っているルーブリックを用いた学修成果の調査結果をベースに、学生の実態や保育・児童教育を取り巻く背景や状況等を加味し、改訂の必要性の有無について検討し、教授会で共有した。【資料 3-1-a】

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）は「本学ホームページ」、「学修の手引き（学生便覧）」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項（以下、「入学者選抜試験要項」）」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入試ガイド」に記載するとともに、高校教員を対象とした入試説明会、進学説明会・相談会、教職員による高校訪問、オープンキャンパス等さまざまな機会を活用し、大学内外への周知を図っている。

【資料 3-1-b～3-1-e】

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では短期大学設置基準第 2 条の 2 に基づき、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を踏まえた種々の選抜方法を「入学者選抜試験要項」に定め、入学者選抜試験を実施している。なお、入学試験の円滑な運営を図るため、「学則」第 40 条 2 項に基づいて「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学試験運営委員会」（以下、入学試験運営委員会）を組織し、入学者選抜試験の計画、実施運営にあたっている。【資料 3-1-f, 3-1-g】

入学者選抜試験については、その年の文部科学省通知に基づき、入学試験運営委員会が過年度の出願状況を考慮し、実施時期や試験場、方法等を検討したうえで実施している。

【資料 3-1-h, 3-1-i】

本学で実施している入学者選抜試験は、表 3-1-1、3-1-2 のとおりである。

両学科とも、本学の建学の精神（既出）に基づき、令和 7(2025)年度より「社会的養護の施設等推薦型選抜」を導入し、経済的理由に関わらず、本学各学科の教育課程の修得に十分な能力がある者を受け入れることとした。

これに加えて、幼児保育学科では総合型選抜 A 日程の試験内容の改訂を行い、選考方法に新たに「ピアノ・ソルフェージュ」を加えて、学科の特性に合った受験生の受け入れを

図った。また、幼児保育学科ではアドミSSION・ポリシーに沿って多様な学生を受け入れるべく、令和 7(2025)年度に長期履修制度を活用して 3 年コースを開設することとしたが、入試に際しては特定の選抜方法を設けず、どの入試種別からも受験可能とした。

表 3-1-1 令和 7(2025) 年度入学者選抜試験＜幼児保育学科＞

入学試験種別	試験内容
学校推薦型選抜 (学業特待生選抜)	・小論文 ・面接 ・書類審査
社会的養護の施設等推薦型選抜	・小論文 ・面接 ・書類審査
総合型選抜(A 日程) (資格特待生選抜)	・小論文またはピアノ・ソルフェージュ ・面接 ・書類審査
総合型選抜(B 日程・C 日程) (資格特待生選抜)	・小論文 ・面接 ・書類審査
一般選抜(I 期・II 期) (学業特待生選抜)	・国語 ・書類審査
大学入学共通テスト成績利用選抜(A・B・C 日程)(学業特待生選抜)	・国語、英語、数学 I、数学 I・数学 A より 1 教科 1 科目 ・書類審査
社会人選抜(I 期・II 期)	・小論文 ・面接 ・書類審査
外国人留学生選抜(I 期・II 期)	・小論文 ・面接 ・書類審査

表 3-1-2 令和 7(2025) 年度入学者選抜試験＜介護福祉学科＞

入学試験種別	試験内容
学校推薦型選抜 (学業特待生選抜)	・小論文 ・面接 ・書類審査
社会的養護の施設等推薦型選抜	・小論文 ・面接 ・書類審査
総合型選抜(A・B・C 日程) (資格特待生選抜)	・小論文 ・面接 ・書類審査
一般選抜(I 期・II 期) (学業特待生選抜)	・国語 ・書類審査
大学入学共通テスト成績利用選抜(A・B・C 日程)(学業特待生選抜)	・国語、英語、数学 I、数学 I・数学 A より 1 教科 1 科目 ・書類審査
社会人選抜(I 期・II 期)	・小論文 ・面接 ・書類審査
外国人留学生選抜(I 期・II 期)	・小論文 ・面接 ・書類審査

学力試験を課す入学者選抜試験においては、アドミSSION・ポリシーの「入学者選抜における判定方法」に基づいた学力の確認を基本とし、試験問題の作成に当たっては、入学試験運営委員会が教員の中から作題候補者を選出し、学長の責任のもと問題作成委員として委嘱している。長年、任命された教員が全ての作業を担ってきたが、著作権上の問題をクリアすることが難しくなってきたこともあり、令和 3(2021)年度より素材の提供を外部の機関に依頼し、試験問題は担当の委員が当該機関とやり取りをしながら作成している。校正作業や正答の確認などの内部の作業においても、情報漏洩に最大限の注意を払いながら、出題ミスのないように相互チェックを行い、作成された試験問題は文部科学省の通知

（試験問題と解答は原則公開）に従い、令和元(2019)年度から「本学ホームページ」上で公開している。

面接試験においては、担当する教員が各学科のアドミッション・ポリシーで求める学生像に留意しながら、受験者の志望動機や意欲・適性について評価を行う。

入学者選抜試験にあたり、入学試験運営委員会は面接試験を担当する教員に対して事前の試験実施説明会を開催し、「入学者選抜における判定方法」に留意して面接試験を行うよう依頼している。試験終了後には報告会を開催し、面接担当者全員から報告（面接評価表および面接シートの提出を含む）を求め、アドミッション・ポリシーに沿った、厳正で公正な面接となっていたかを確認している。

入学者の選抜については、短期大学設置基準第2条の2および「学則」第2条の3、第18条2項、第21条、第39条2項、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜委員会規程」に基づき、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜委員会（以下、入学者選抜委員会）の委員長が入学者選抜委員会の審議結果（合否判定）を教授会に報告し、学長が決定している。【資料3-1-j, 3-1-k】

令和7(2025)年度入学者選抜試験においては、文部科学省「令和7年度大学入学者選抜実施要項（通知）」に基づいて感染症対策などの情報を「本学ホームページ」に公開し、すべての選抜試験において入学志願者の不利益とならないように配慮した。【資料3-1-l】

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の学科の入学定員・入学者数・収容定員・在籍者数の推移は、データ編共通基礎様式2のとおりである。【資料3-1-m】

幼児保育学科は令和3(2021)年度に定員を80人に削減し、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度は入学定員を満たしたが、その後定員割れが続き、令和7(2025)年度は73.7%であった。介護福祉学科の令和7(2025)年度入学定員充足率は37.5%であり、令和7(2025)年度の短期大学部全体の入学定員に対する充足率は61.7%、収容定員に対する充足率は58.3%となった。このため、令和8(2026)年度より幼児保育学科は70人、介護福祉学科は25人に定員を削減することが決定しているが、その上で学生確保に向けて次の方策を実施している。

まず、両学科とも系列の高等学校からの進学者を確保するため、八戸学院光星高等学校保育福祉科との情報交換や連携事業を行っている。また、幼児保育学科は平成30(2018)年度、介護福祉学科は令和4(2020)年度より県の職業能力開発行政の推進による委託生の受け入れを行っており、介護福祉学科の留学生の受入れと併せて、多様な学生の確保につながっている。

さらに、幼児保育学科では令和7(2025)年度より従来の2年コースに加え、長期履修制度を利用し、午前のみ授業で資格・免許が取得できる3年コースを開設した。これは学生の多様化に対応して学びの幅を広げることを目的としており、令和7(2025)年度は入学者59人（前年度より微増）中23人が3年コースを選択した。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援を担うのは、主に教務委員会、学生委員会、国際交流・留学生支援委員会、学生相談・特別支援室である。これらの運営は事務部門の組織である教務課・学生課との協働によって行われている。

また、国際教育部門として国際交流・留学生支援委員会が留学生の受け入れを担当するほか、中国語、韓国語、英語での対応可能な八戸学院大学の教員が、学科の教員と協働で留学生の学修支援にあたっている。

本学の学修支援体制は、ゼミナール等の担当教員による履修支援、学生相談・特別支援室による学修支援、オフィスアワー制度、ワークスタディ制度、リメディアル教育、留学生に対する学修支援、国際交流支援、学科教授会における情報共有および学科対応を軸としている。

② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

1. ワークスタディ制度

本学では、TA (Teaching Assistant) に準ずるものとして、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学内ワークスタディ規程」に基づき、学生アルバイトによる教育研究活動および学習環境整備に係わる補助が行われている。【資料 3-2-a】

令和 6(2024)年度は幼児保育学科で 2 人、介護福祉学科では 1 人の学生がワークスタディにおいて採用された。業務内容はいずれも講義補助である。【資料 3-2-b】

2. オフィスアワー制度

教員が学生からの質問、相談に応じる時間を「オフィスアワー」として設けている。学生は授業で生じた疑問や生活、進路（就職活動も含む）などの相談や、教員との対話の時間として自由に研究室を訪問することができる。また、研究室フロアが講義棟内にあり、Gmail で容易に教員と連絡を取ることもできるため、学生はオフィスアワーに限らず、教員と対話しやすい環境にあるといえる。【資料 3-2-c】

3. 学生相談・特別支援室による学修支援

本学では「学生相談・特別支援室」を設置し、身体障害者、精神障害者（発達障害含む）、その他の機能障害のため、継続的に修学や学生生活などに制限を受ける状態にある学生が、障害のない学生と平等に活動できるように支援を行っている。支援室の存在を周知するため、学内掲示板にポスターを掲示し、「本学ホームページ」に学生相談・特別支援室の案内を掲載するほか、学生がよく利用する場所にも案内を掲示している。入学希望者・予定者からの相談も受け付けており、授業開始時からの支援が可能となっている。【資料 3-2-d】

特別な配慮が必要な学生または保護者より申請があり、かつ本学が必要性を認めた場合

には「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部障害学生修学支援規程」に基づき教務課・学生課と連携し、随時対応できるよう努めている。【資料 3-2-e】

令和 6(2024)年度は、特別な配慮が必要な学生 5 人に対し、講義の受講と理解を支えるために教員間で共通認識を持ち、学生との定期的な面談を通して、学生の修学に不利益を生じないよう対策を講じた。

4. 履修支援

本学では履修登録や就職相談など、教員がすべての学生に対して個別に相談に応じている。幼児保育学科では、ゼミナールを基本とした学修支援を行っている。まず、ゼミナール担当教員が学生の履修登録状況を点検し、科目の選択について助言を行う。また、学期ごとに算出される GPA の情報を学科内で共有し、ゼミナール担当教員はそれを基に学生と面談を行い、学習方法の振り返りや今後の目標設定等のアドバイスを行う。さらに、学生が学期ごとに作成する履修カルテに目を通し、教職課程の履修状況を把握して一人ひとりにコメントを返すなど、学生の学習意欲を高める取組をしている。また、ゼミナール担当教員は、中途退学や休学および留年などの防止のための相談窓口になっている。【資料 3-2-f】

介護福祉学科ではゼミナールが設置されていないが、「カレッジアドバイザー」制を設け、担当教員が幼児保育学科と同様の学修支援（履修カルテを除く）を行っている。

5. リメディアル教育

本学では学科ごとの実態に応じて、基礎学力の違いに関わらず、全学生を対象にリメディアル教育を実施している。

幼児保育学科では、全合格者を対象とした国語の学習課題を入学前に課している。課題は入学後に提出させ、学習課題の作成者がその結果を授業に反映させている。また、音楽教育を重視していることから、系列高校からの入学予定者を対象にピアノレッスンの入学前特別講座も実施している。入学後は新入生全員を対象として基礎学力テストにあたる「一般常識調査」を実施し、早い時点で学生の学力を把握して、年度ごとの学力の傾向の分析結果を教員間で共有し、個人の答えはゼミナール担当教員が把握して、学修支援に活用している。さらに、独自科目として「保育の文章表現」を設けて国語のリメディアル教育を実施している。

介護福祉学科では、入学前に全合格者を対象として、介護福祉に関連する事項を基にしたテーマで小論文の提出を課しており、令和 6(2024)年度からは「日本語リテラシー」等の科目において、留学生の日本語能力評価、文章表現に関する指導内容の検討等に活用している。「一般常識調査」については、日本人学生のみ幼児保育学科と同様に実施している。

【資料 3-2-g, 3-2-h】

6. 留学生に対する学修支援

介護福祉学科では開設時より留学生の受け入れを行っており、外国語での対応可能な八戸学院大学の教員が、学科の教員と協働で留学生の学修支援にあたっている。「日本語リテラシー」や専門用語を多用する医療系の授業では、日本人学生とは別に留学生クラスを設

け、留学生の日本語習得レベルや本人の要望に応じて授業を行うほか、空き時間に日本語学習を設定し、受講を促している。

7. 国際交流支援

本学では、①「アメリカ海外研修」、②「タイ国海外研修」、③「EF 海外語学研修」の3つの海外研修制度を設けており、これらの海外研修には、本学独自の「給付型語学研修奨励金制度」がある。【資料 3-2-i, 3-2-j】これらの海外研修制度を利用することによって、幼児保育学科では教養の選択科目である「海外事情」の単位を修得することができる。【資料 3-2-k】

また、④「地域での国際交流活動」も実施している。学生が地域での国際交流イベントに参加するだけでなく、留学生が中心となって異文化理解や交流促進を担い、地域活性化にも寄与している。それぞれの概要は次のとおりである。

①「アメリカ海外研修」

アメリカ海外研修は夏期休業中に2週間の行程で行われ、ワシントン州ハイライン・コミュニティ・カレッジの Kaplan 研修センターでの語学研修やホームステイ、現地学生・各国留学生との交流を中心とした研修である。

②「タイ国海外研修」

タイ国での海外研修は、博物館や寺の見学、タイ語・タイ式マッサージ・料理体験等タイの歴史や文化を学ぶプログラムに加え、孤児院でのボランティア、本学教員が留学していたメジョー大学の学生達との交流を行っている。【資料 3-2-l】

③「EF 海外語学研修」

平成 28(2016)年 4 月に世界最大留学サービス会社 EF（エデュケーション・ファースト・ジャパン）と海外留学連携協力協定を締結し、学生が研修先や期間等を自由に選べる海外語学研修制度を開始したものである。

④「地域での国際交流活動」

学生の国際交流意識の醸成ならびに海外語学研修での成果を継続させる活動として、各種の国際交流イベントに参加している。八戸市の国際交流フェスタや三沢市の米軍三沢基地関係者によるアメリカン・デーのほか、グローバルな人材育成を目的に青森県と三沢市が主催する「あおもりグローバルアカデミー」にも参加している。【資料 3-2-m, 3-2-n】また、本学で受け入れている留学生が異文化交流の要として、さまざまな国際交流イベントに参加し、地元住民との交流を深めている。

8. 学生状況の把握と学科対応

毎月定期的に開催される各学科の教授会では、学生の履修状況、出席状況および指導を要する学生に関して教員間で情報共有を図っている。出席状況については教務委員会が常時出席状況調査を行い、リアルタイムで学科内の情報を把握している。成績（GPA）や実習の状況についても、学期ごとに GPA 一覧を作成し、各学生の学修状況を把握するとともに、下位の学生に対して履修指導を行うなど早めの対応を心がけている。

指導が必要な学生がいた場合は、まずゼミナール担当教員が本人と面談を行う。資格取得や卒業に不安を抱える学生がいた場合は、早めに保護者に連絡し、ゼミナール担当教員

と教務委員（場合に応じて学科長や実習指導担当者）が面談を行っている。面談では進路変更を含めた具体的な方策を検討し、中途退学の防止に努めている。また、介護福祉学科でもカレッジアドバイザーが同様の対応を行っている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学の令和 6(2024)年度の就職内定率は両学科とも 100%であった。各学科の取り組みは、以下のとおりである。

<幼児保育学科>

幼児保育学科では 95%が保育士・保育教諭・幼稚園教諭などの専門職に就いており、より実践的な就職支援事業が必要とされている。そこで、実習指導に重点をおき、すべての学生が「幼稚園教諭二種免許」と「保育士資格」の二つの免許・資格を取得できるよう、年間の実習指導計画を通して学生の職業に対する理解を深めている。

また、早期離職、ミスマッチングの問題に対処するために、就職支援委員会を中心に年間の就職指導計画を通して支援を行っている。具体的には、「マナー講座」、「卒業生との懇談会」、「事業所・卒業生に対するアンケート」などがある。

「マナー講座」は介護福祉学科と合同で 1 年生を対象に実施し、リクルートスーツの着こなし方やネクタイの結び方、面接時の望ましい姿勢や所作のあり方、社会人の化粧の仕方などを学ぶ機会となった。【資料 3-3-a】

「卒業生との懇談会」は、学生が保育の仕事を手近に感じることができるよう、対話を交えた形式で行っており、実施後のアンケートによると、実習などでは見ることのできない具体的な仕事内容を理解し、就業意識を高める結果につながっている。【資料 3-3-b】

また、秋学期には学生の空き時間に教員が学生と面談を行い、就職に対する不安の解消を図った。

「事業所・卒業生に対するアンケート」は、入職後に抱える問題の可視化を図るため、就業実態の詳細な把握に努めている。【資料 3-3-c】

キャリア支援の一環として行われている日本サッカー協会公認キッズリーダー(U-6)の資格取得に関しては、令和 6(2024)年度は 1 年生の受講者 55 人が達成した。

就職支援の環境としては、学生が求人情報にアクセスしやすいように幼児保育学科棟(10 号館)に就職支援コーナーを設け、そこには求人票と事業所のリーフレットを置いている。

就職内定者による最終進路届の提出は、令和 5(2023)年度まで紙媒体であったが、令和 6(2024)年度より電子化を図り、Google フォームによる提出方法に変更した。

＜介護福祉学科＞

介護福祉学科でも幼児保育学科と同様に実践的な就職支援事業が必要とされていることから、就職課による「就職指導オリエンテーション」とともに、介護福祉職のための学科独自の就職支援指導を行い、実践的な就職支援事業の内容の充実を図った。就職支援指導では、「求人票の見方」「エントリーの流れ」「履歴書の書き方」「面接試験の受け方・面接練習」「小論文の書き方」「内定後のお礼状の書き方」等について、本学の「キャリア支援ガイドブック」を用いて実施した。また、毎月「就職動向調査」を実施してカレッジアドバイザーと共有することによって、就職支援体制の強化を図ることができた。

「マナー講座」は前述の通り、幼児保育学科と合同で1年生を対象に実施した。

「卒業生との懇談会」は例年第2セメスターで実施していたが、就職活動に効果的な時期を見据えて第3セメスターでの実施に変更する。【資料3-3-d】

また、就職内定者による最終進路届の提出は幼児保育学科と同様、Google フォームによる提出方法に変更した。

未内定者への対応では、ゼミナール教員に協力を仰ぎ、福祉施設紹介、施設見学実施支援等、学生の悩みに応じた個別支援を行っている。

さらに、介護福祉士の資格取得に向けて、2年次春学期より国家試験対策を実施している。令和6(2024)年度は模擬試験を計7回実施して個々の学生の成績把握に努め、不得意科目対策の個別指導を行った。その結果、第37回介護福祉士国家試験の合格率は留学生を含めて82.9%であった。【資料3-3-e】

② キャリア支援体制の整備

本学のキャリア支援は、「就職支援委員会」が担っている。【資料3-3-f】

平成30(2018)年度までは八戸学院大学と合同で委員会が運営されていたが、令和元(2019)年度に学科の特性に応じたきめ細やかな支援を目的として、短期大学部単独の委員会として再編された。就職支援委員と就職課職員が連携して就職支援にあたっている。

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生生活の安定のための支援

1. 学生生活支援の組織と体制

本学の学生が学業、課外活動に専念し、安定かつ充実した学生生活を送れるようにするための組織として、学生委員会、国際交流・留学生支援委員会が置かれている。

また、心とからだの支援体制として、保健室、学生相談・特別支援室が設置されている。それらの活動を学生課が側面から支える体制をとっている。

学生委員会では、以下の事項を定期的に審議し、実践している。【資料3-4-a】

(1) 学生に関すること

- (2) 学生の福利厚生および健康管理に関すること
- (3) 学生の課外活動に関すること
- (4) 学生の賞罰に関すること
- (5) 日本学生支援機構奨学生に関すること
- (6) その他学生に関すること

本学では各学科教授会においてゼミナール担当教員やカレッジアドバイザー、および科目担当教員（非常勤の教員を含む）が学生についての情報を報告し、教職員間で共有している。こうした個別の案件に応じて、関連する委員会の教職員間で速やかに対応を協議し、個別指導等を行いながら、学生一人ひとりの2年間の学生生活が充実したものとなるように努めている。今後も、学生の課題を教職員間で共通理解しつつ、本学全体で学生を支える意識を啓発していく。

2. 学生生活支援の状況

(1) 経済的支援

本学における学生への経済的支援としては、日本学生支援機構の貸与型奨学金や給付型奨学金をはじめ、地方公共団体および民間団体等の奨学金のほか、本学独自の学費減免制度を設けている。

日本学生支援機構の奨学金受給においては、標準取得単位に満たない学生や日本学生支援機構からの警告に該当する学生に対し、指導を行っている。

また、卒業後の奨学金返還遅延が全国的な問題となっていることから、在学生への説明会や奨学金の新規貸与希望者（在学採用）との面談において、返還義務について繰り返し注意を促すとともに、適正な範囲で貸与を受けるよう指導している。

令和 2(2020)年度より高等教育の修学支援新制度（高等教育の無償化）が開始され、令和 7(2025)年も継続して、その対象機関として認定されている。

本学独自の学費減免制度には、特待生奨学事業、修学奨励事業、法人内進学生学納金等減免事業、教職員子女学納金減免事業、外国人留学生学納金等減免事業がある。【資料 3-4-b~3-4-j】

これらについては、学生から申請がなされたのち、学費等減免選考委員会（代議員会）の審議を経て、学長が決定している。

(2) 課外活動支援

課外活動としては、学生の自治組織である学生会主体のサークル活動と、各学科が主体となって指導するボランティア活動がある。令和 7(2025)年 3 月 31 日現在、11 のサークル（内 3 つの同好会）が活動している。また、大学の部活動に参加している学生も複数人いる。【資料 3-4-k】

・学生会組織の役割と活動

学生会の執行部が中心となり、学生総会、大学短大合同バーベキュー交流会、「はちがくフェス」（本学および八戸学院大学合同の学園祭）、キャンパスクリスマス企画、サークルの支援事業を行っている。

・学生会活動への支援

短期大学部学生会は自治組織ではあるが、学生委員会の教員、学生課の職員が必要に応じて指導や助言を行っている。学生会活動の経済的原資は学生会費であり、学生委員長と学生から選出された会計監査人が毎年会計監査を実施し、適正に運営している。また、学生会活動がより充実するよう、学生会と学生委員会、教学部学生課とで協議・調整をしながら運営に当たっている。

・ボランティア活動

幼児保育学科においては、地域文化論実践講座Ⅰ・Ⅱにおいて、地域ボランティアへの参加をプログラムとして取り入れ、学生が意欲的にボランティア活動に参加できるようにしている。

介護福祉学科においてはボランティア・サークルを中心とした活動が盛んであり、地域の老人介護施設等からの依頼を受け、夏祭りや運動会などの行事のボランティアに積極的に参加している。

両学科ともに、学生にとっては、地域の幼児教育や保育、子育て支援、介護や障害者支援などの実践を肌で感じる機会となり、また、自らが地域へ貢献しているという実感を得る活動となっている。

(3) 心とからだの健康の支援

・新生オリエンテーション

新生オリエンテーションでは、学生委員会が学生生活に対する説明と指導を行っている。高校生活との違いや大学生としての自覚を促し、スムーズに学生生活に入れるように、大学生としての心構え、必要な申請手続きや届出、通学、アルバイト、ハラスメント、学生相談、その他学生生活に関してのガイダンスを行う。また、交通安全講習会、奨学金に関する説明、海外研修に関する説明、新型コロナウイルスの感染防止対策等の説明も実施している。

・留学生支援

留学生を受け入れている介護福祉学科では、国際交流・留学生支援委員会および教務課・学生課と協力し、カレッジアドバイザーを中心に住居の紹介、買い物支援、物品提供、交通支援などの学生生活全般の支援を行っている。

・健康管理

学生を対象として、毎年4月のオリエンテーション時に健康診断を行っている。健康相談については、八戸学院大学健康医療学部の教員を校医として委嘱し、保健室での申し込みか、Eメールによる予約を随時受け付けている。本学および八戸学院大学の保健室には職員が常駐しており、学生は平日の8時40分から16時まで利用することが可能である。

【資料 3-4-1】

・学生相談・特別支援室

学生生活全般の相談については、基本的にはゼミナール担当教員（介護福祉学科ではカレッジアドバイザー）と教務課・学生課職員が随時受け付けている。その上で専門的見地から相談を要する学生に対応するため、本学および八戸学院大学合同で心理学・医療・福祉専門職者で構成する学生相談・特別支援室を運営している。【資料 3-4-m】

また、教職員全体の資質の向上を図る目的で、学生相談研修会を毎年実施している。令和 6(2024)年度は「アカデミック・ハラスメント～学生とのかかわりの中での距離感や熱心な指導について考える～」をテーマとし、学生とのかかわりや指導に関する理解について、対面とオンデマンドにより実践的な学びを深めた。【資料 3-4-n, 3-4-o】

学生相談・特別支援室規程は、学修の手引きに掲載されている。学生および教員にはリーフレットを配布するなど広く周知を図り、困りごとを抱えた学生に迅速に対応できるよう配慮している。【資料 3-4-p】

メンタルヘルスやカウンセリングに関しては、学生が学生相談・特別支援室の相談員を指名し、相談することができる。また、学内に非常勤のスクールカウンセラーを配置し、定期的にカウンセラーの支援が受けられる体制を整備しており、毎月カウンセラー便りを発行し、来校日について全学生に周知するなど、迅速かつ適切に学生のニーズに応えられるような相談支援体制の強化を図っている。

なお、短期大学部における令和 6(2024)年度の学生相談・特別支援室利用者数（延べ人数）は 20 件であった。

・ハラスメント防止

本法人には「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」があり、ハラスメントの防止を呼びかけるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置が定められている。ハラスメントに関する相談は、学生相談・特別支援室で対応しており、相談方法については、学生相談のリーフレットに掲載し、すべての学生に対して配布するとともに、「WebClass」からメール配信している。【資料 3-4-q, 3-4-r】

・20 歳未満の喫煙・飲酒防止と薬物の使用禁止に関する教育

20 歳未満の喫煙や飲酒による健康被害を基に、その防止について年度初めのオリエンテーションにおいて学生委員会から啓発・指導を行っている。また、令和 6(2024)年度は薬物の使用禁止に関して、外部講師に依頼して講習会を実施し、身近にある薬物使用の恐ろしさを学ぶ機会となった。【資料 3-4-s】

・学生生活における安全の確保

犯罪被害の防止や、ソーシャルメディアを通しての加害や被害などの防止について、特に長期休業に入る直前や実習オリエンテーション等で各学科において啓発・指導を行っている。

キャンパス内の日常的な安全確保のためには、学内に防犯カメラを設置するほか、事務職員がパトロールカーによる巡回を行っている。

(4) 交通安全支援

・車両による通学の許可要件

自動車・バイクによる通学（以下、車両通学）を希望する学生は、車両の登録手続きを行わなくてはならない。車両通学許可の基準として、学内で実施している「交通安全講習会」の受講を義務づけている。【資料 3-4-t】

・キャンパス巡回指導の実施

本学では在学生の半数近くが車両通学をしている。そこで、学生委員会が主体となり、春学期と秋学期にそれぞれ 1 回ずつ「キャンパス巡回指導」を実施している。【資料 3-4-

u, 3-4-v】

「キャンパス巡回指導」では、車両登録をしているが通学許可証を車両に提示していない場合は「注意」、未登録車両、駐車禁止区域に駐車している車両は「警告」の対象としている。「警告」を複数回受けた未登録車両については、車両ナンバーの写真を掲示し、登録を促す。さらに登録されない場合は、車両のタイヤをロックし、対象学生に対して学生委員長が面談指導を行う。「キャンパス巡回指導」により警告を受ける学生は、毎年数人である。

・交通安全講習会の実施

学生の交通安全の意識をより高めるため、「交通安全講習会」を春学期と秋学期のオリエンテーション時に実施している。令和 6(2024)年度も昨年度に引き続き、秋学期の交通安全指導に外部講師を招き、特に冬道の安全な運転の仕方について、より具体的な事故の事例などを基に啓発を図った。平成 27(2015)年からは車両通学の有無に関係なく、全学生に受講を義務づけている。

学生には交通事故に遭った場合に報告書の提出を求めており、令和 6(2024)年度は 2 件の報告があり、いずれも怪我のない事故だった。【資料 3-4-w】

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

1. 校地・校舎

本学の令和 7(2025)年度の収容定員は幼児保育学科 160 人、介護福祉学科 80 人である。校地面積は短大設置基準面積 2,400 m²に対して 32,365 m²、校舎面積は短大設置基準面積 3,350 m²に対して 7,632 m²であり、短期大学設置基準校地面積第 30 条、校舎面積第 31 条で定める面積を十分満たしている。校地・校舎面積は、表 3-5-1 のとおりである。

表 3-5-1 校地・校舎面積

区 分	設置基準上の必要面積	面 積	備 考
校地面積	2,400 m ²	32,365 m ²	運動場用地 13,133 m ² を含む
校舎面積	3,350 m ²	7,632 m ²	体育館 765 m ² 、トレーニングセンター 375 m ² を含まない

校舎等の施設は、校舎改修工事により、講義棟（旧 4 号館）を解体し、管理・講義棟（旧 1 号館）・講義棟（旧 2 号館）・体育館（旧 3 号館）を合わせて幼児保育学科棟（10 号館）と名称変更し、主に幼児保育学科が使用している。図書館（6 号館）、実習棟（7 号館）、総合実習館（8 号館）、講義棟（9 号館）、トレーニングセンター（9 号館）は大学との共用施

設である。介護福祉学科は教室および実習室として総合実習館（8号館）と講義棟（9号館）を使用している。校舎等施設の概要は、表3-5-2、3-5-3のとおりである。

表 3-5-2 校舎等施設の概要

区 分	棟 名	階数	用 途
管理-教育研究施設	管理・講義棟(10号館)	1F	講義室(2室)・美術室・ピアノレッスン室(26室)・学習ラウンジ・学生ホール・保健室・食堂
		2F	学長室・事務室・応接室・講義室(3室)・多目的ホール
		3F	研究室(15室)
	講義棟(9号館)	1F	会議室・入浴実習室・女子更衣室・男子更衣室
		2F	教室(2室)・介護実習室・家政実習室・教材室・和室・研究室(1室)
		3F	研究室(6室)・共同研究室(1室)
体育施設	体育館	1F	講義・実技

表 3-5-3 八戸学院大学との共用施設

区 分	棟 名	階数	用 途
教育研究施設	講義棟(大学2号館)	1F	国際交流ラウンジ・情報システム室・保健室・学生相談室・一般教室(1室)・ゼミ室(4室)・地域連携研究センター研究室(1室)
	大学会館(5号館)	1F	食堂・販売機コーナー
		2F	会議室
		3F	講義室 ゼミ室(3室)
	図書館(6号館)	1F	事務室・書庫・ブラウジングコーナー・チャペル
		2F	開架書架・閲覧席
	実習棟(7号館)	1F	事務室(会計課調達室)・サーバールーム・健康スポーツ科学研究所
		2F	実習室(1室)・男子更衣室・研究室(1室)
		3F	実習室(1室)・ゼミ室(1室)
		4F	研究室(6室)・学習室(1室)
	総合実習館(8号館)	1F	事務室・女子更衣室・教室(4室)
		2F	人間健康学科研究室(16室)・学科長室・実習室(2室)
		3F	講義室(3室)・実習室(1室)・多目的室(2室)
		4F	看護学科研究室(16室)・学科長室・実習室(2室)
	講義棟(9号館)	1F	入試広報部(1室)・健康管理局
体育施設	総合体育館(4号館)	1F	事務室・更衣室(男女)・シャワールーム(男女)・アリーナ・トレーニングルーム
		2F	観覧席・ゼミ室(3室)・トレーニングラボ(低酸素室)
	トレーニングセンター(9号館)	1F	トレーニングセンター

1. 体育館

短期大学部体育館には、体育実技に必要な器具器械（バスケットゴール、支柱プレート、各種コートライン等）が備えられ、主に幼児保育学科の体育系実技・演習授業で使用されている（ただし、バスケットゴールについては設備の老朽化に伴い、撤去予定である）。また、短期大学部だけでなく、法人系列校（大学、高校）の授業や放課後の運動部やサークルの活動の場として、さらに、地域貢献・連携事業として平成30(2018)年9月にスタートした「ウォーキングクラス」でも活用されている。本講座は、地域の高齢者の健康・体力づくりや認知症の予防等をねらいとし、本学教員が学生とともに指導・運営しており、令

和 6(2024)年度は 71 回実施した。なお、館内には用具等を保管する倉庫のほか、放送設備、舞台が併設され、ピアノも常時設置されて音楽系の授業でも使用されていたが、多目的ホールの整備に伴い、その機能はそちらに移転した。

2. ピアノレッスン室

校舎改修工事により、旧 4 号館のピアノレッスン室はなくなったが、新しく 6 室を設け、全 26 室を有している。また、全レッスン室にエアコンを設置した。22 室にはアップライトピアノが 1 台、4 室にはアップライトピアノ 2 台を並べて設置し、学生に個別指導を行っている。その他にも、3 つの講義室にアップライトピアノを各 1 台、1 つの講義室にグランドピアノ 1 台、多目的ホールにグランドピアノ 1 台とアップライトピアノ 2 台、学生ホールにはアップライトピアノ 4 台を設置しており、ピアノレッスンや音楽系の授業時間以外でも空き時間等には自由に練習ができるように常時開放されている。

ピアノレッスン室使用の際は、入室時にスリッパに履き替え、飲食は禁止、退出時には消灯とエアコンの確認を行うよう注意喚起している。また、室内での安全確保のため、扉の窓ガラスから中の様子が確認できるようになっている。

ピアノのメンテナンスのために、年に一度の調律はもちろんのこと、必要に応じて随時、点検修理を行っている。また、楽器の衛生的な管理のため、ピアノポリッシュとピアノ拭きクロスを常備し、年度末にはレッスン室の大掃除を学生と担当教員で行っている。

3. 美術実習室

校舎改修工事により、幼児保育学科棟（10 号館）に美術室を整備し、温水給湯器も設置した。学習ラウンジや学生ホールと隣接しているため、作品を展示しやすい環境である。室内は、造形演習の活動に円滑に取り組めるよう材料や道具を種類ごとに整理し、使用のしやすさを心がけている。また、他の講義や各実習での制作、課外活動で道具や材料が必要な学生へ貸し出しを行うなど、講義外でも学生の創作活動への支援を行っている。

4. 多目的ホール

校舎改修工事により、幼児保育学科棟（10 号館）に多目的ホールを整備した。ホール内には楽器等を保管する倉庫のほか、ピアノも常時設置されているため、主に音楽系の実習・演習授業で使用されている。特に、「リトミック」実技の際には系列幼稚園の園児とともに学ぶ場となっている。その他にも「模擬保育」や「ミニオペレッタ」のグループ活動や、放課後の音楽系サークルの活動の場としても利用されている。

5. 介護実習室

介護福祉学科が使用する 9 号館の介護実習室には、ベッド、ベッド柵、床頭台、寝具、車椅子、杖、ポータブル全身型のトレーニングモデル、経管栄養シミュレーター、食事介助用補助具、人体骨格模型、人体解剖模型などを設置している。主に医療的ケアや日常生活援助が必要な人を支えるための知識・技術を習得する目的で、演習科目において使用している。講義室の向かいに設置されていることから、実習前など学生が介護技術を確認し、繰り返し練習できる場として気軽に活用されている。

6. 入浴実習室

一般浴槽、特殊浴槽、洋式トイレを設置して介護現場が再現されており、生活支援技術において入浴・排泄動作の確認、その他介護に必要な技術を実践的に学習することができる専用の場となっている。

7. 調理実習室

ガスコンロ、調理台、調理器具、食器、食器棚、水道設備が整っており、対象者の特性や病気に応じた食事やそれに伴う調理方法、また栄養学的な知識の習得のために利用されている。

8. 家政実習室

裁縫道具やミシン、アイロンなども備え付けられ、利用者の日常生活を支えるために、洗濯や裁縫、掃除などの技術の習得に向けた環境となっている。

9. ICT 環境設備

情報処理関連の授業用として、実習棟（7号館）2階の実習室に PC が 46 台、3 階の実習室に 55 台設置され、講義が行われていない時間帯は自主学習で利用することも可能である。また、図書館にも館内で利用できる貸出用ノート PC が 14 台用意されている。幼児保育学科棟（10号館）内には、レポート作成等で自由に利用できる PC を学習ラウンジに 4 台設置し、事務室にも貸出用ノート PC を 3 台用意している。また、キャンパス内において、教職員および学生のノート PC、タブレット、スマホ等を接続できる Wi-Fi 環境を整備している。

本学では、全学的な情報システムとして「はちがくキャンパス Web」を運用している。このシステムは、学務情報システム（CampusPlan）と授業支援システム（WebClass）で構成され、教務・学生・学修支援に関するさまざまな機能を統合的に管理・運用するものである。また、全学的に「Google Workspace for Education」を導入し、メールによる連絡や Web 会議システムによるオンライン授業に活用している。

これらの ICT 環境に係る保守・運用は、所轄部署である情報システム室が教務課と連携を取りながら行っている。【資料 3-5-a】

② 図書館の有効活用

図書館は 2 階建て(1,646 m²)であり、教育研究上必要とされる図書のほか、国内外の定期刊行物や視聴覚資料など総計で約 18 万冊を備え、学術情報の提供や他の図書館との連携に務めている。図書館事務室が図書館の職務を担い、司書の有資格者を 2 人配置している。開館時間は、月曜日から金曜日まで 8 時 40 分から 19 時の間である。

1 階には雑誌、新刊書や文庫・新書を中心とした開架図書、新聞閲覧台や閲覧席のほか、ソファなどが設置されたブラウジングコーナー、視聴覚個人用ブース、OPAC 検索コーナーを設けている。また、書庫や事務室のほか、礼拝堂（チャペル）が設けられている。2 階は開架閲覧室となっているほか、個別学習室を 3 室設置している。館内で利用する貸

出用ノート PC を合計 14 台用意しており、1 階のカウンターで借りることができる。閲覧席数は、1 階と 2 階を合わせて 208 席ある。【資料 3-5-b】

本学の建学の精神を体現する礼拝堂は、多目的スペースとして視聴覚機能を備えており、学生の自主的な学習の場としても利用されている。【資料 3-5-c】

図書館の購入図書の選定に当たっては、教員や学生および事務職員からも「推薦図書」として随時リクエストを受け付けている。それを 1 ヶ月毎に取りまとめ、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部図書委員会（以下、図書委員会）（司書を含む）に諮って購入する手続きとなっている。そのほかに「指定図書」として、教員が担当科目の教科書以外の必読書や参考文献を複数冊備え付けるようリクエストする制度があり、上記と同様の手続きで運用している。【資料 3-5-d、3-5-e】

上記に関連し、図書委員会では、毎年度開示される図書館配当予算を勘案しつつ、教員の要望を調査、集約し、購読雑誌の見直しを行っている。学生に対しては、1 年次の学科毎のオリエンテーションにおいて、利用案内と文献検索方法についての基礎的な説明を行い、開館中は館内で職員によるレファレンスサービスを常時提供している。

また、平成 25(2013)年より、「八戸学院図書館規程」に従い、廃棄処分となった本や重複している本の再利用と慈善団体への寄付を目的に「アナスタシス文庫」を設置している。このコーナーの本は自由に持ち帰ることを認め、趣旨に賛同した利用者から任意で寄付をいただき、集まった寄付金を“国境なき医師団”へ寄付してきた。【資料 3-5-f】

研究支援としては、本学で発行している紀要「八戸学院大学短期大学部研究紀要」を国立情報学研究所（NII）の共用リポジトリサービスを通して公開している。また、平成 30(2018)年に国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の運用を開始し、研究支援を強化した。

③ 施設・設備の安全性・利便性

令和 6(2024)年度に耐震など安全性の観点から、幼児保育学科棟の旧校舎の取り壊しを行った。また、講義室についても改修を行い、新たに多目的ホール・ピアノレッスン室・美術室・トイレを整備し、講義室の机・椅子を一部入れ替えることで、学生が安心して快適に学習できる環境を整えた。

各校舎出入り口にはスロープ、階段には手すりを設置してバリアフリー化に努めているが、総合実習館（8 号館）を除いてはエレベーターが設置されておらず、バリアフリー対応は十分とは言えない。8 号館には多目的トイレが設置され、自己導尿が必要な学生などに利用されている。

AED（自動体外式除細動器）は、10 号館の 2 階事務室前、体育館と、9 号館の 1 階健康管理局前に設置している。また、八戸学院大学では校舎内 5 箇所とグラウンド 2 箇所に設置している。機器は設置業者と賃貸借契約を結んでおり、バッテリーなどの消耗品は、設置業者が定期交換している。【資料 3-5-g】

④ 施設設備の維持管理

管財課職員が日常的な点検に加え、環境整備（芝刈り、剪定、冬季除雪）や校舎の修繕等を行っており、清掃等は外部に委託している。

施設設備の点検については、簡易水道などの自主点検のほかに、法定検査を定期的に行っている。また、委託管理会社による点検結果の報告を受け、不備があれば現地検証を含めて、協議・検討を行った上で改善に努めている。

施設・設備の法定検査、点検項目、時期、委託先は、表 3-5-4 のとおりである。

表 3-5-4 法定検査・点検項目、時期、委託先

検査・点検項目	実施時期		委託先
消防用設備保守点検	年 2 回	8・2 月	外部委託
浄化槽保守点検	年 12 回	毎月	外部委託
浄化槽法定検査	年 1 回	7 月	青森県浄化槽検査センター
貯水槽清掃	年 1 回	8 月	外部委託
簡易専用水道検査	年 1 回	7 月	青森県薬剤師会食と水の検査センター
電気設備点検	年 12 回	毎月	外部委託
電気設備年次点検	年 1 回	8 月	外部委託
昇降機定期検査	年 1 回		外部委託
ボイラ性能検査	年 1 回	7 月	ボイラ・クレーン安全協会

学内警備のため、10 号館には防犯カメラを 3 カ所に設置し、職員がキャンパス内を定期的に巡回している。また、キャンパス内の交通安全および不審者対策として、令和元(2019)年度よりパトロールカーの巡回を行っている。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の建学の精神および教育理念に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、本学ホームページ、学修の手引き（学生便覧）、入学者選抜試験要項、入試ガイドに記載し、大学内外への周知を図っている。

アドミッション・ポリシーに基づき、これまでも多様な方法で入学者選抜を行ってきたが、令和 7(2025)年度より「社会的養護の施設等推薦型選抜」を導入し、経済的理由に関わらず、本学教育課程の修得に十分な意欲と能力のある入学者を受け入れることとした。

学修支援は、教務委員会、学生委員会、交際交流・留学生支援委員会、学生相談・特別支援室が担っており、教務課・学生課と協働して行われている。

履修支援は、教務委員会と教務課が各学期の始めにオリエンテーションを実施し、履修指導を行うとともに、幼児保育学科はゼミナール担当教員、介護福祉学科はカレッジアドバイザーが、学生の学習意欲を高める取り組みと中途退学や休学および留年の防止のための相談窓口となっている。

キャリア支援については、就職支援委員会を中心として多様な就職支援事業を実施しているほか、令和 6(2024)年度より就職内定者進路届を Google フォームの回答とし、電子化を進めた。

学生生活の支援のための組織として、学生委員会、国際交流・留学生支援委員会が置か

れているほか、保健室、学生相談・特別支援室が設置されている。学生の情報はゼミナール担当教員、カレッジアドバイザー、科目担当教員が各学科教授会で報告し、教員間で情報共有し、学生の課題を教職員間で共有し、個別指導を行い、学生生活が充実したものになるよう努めている。

経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金などのほか、本学独自の学費減免制度を行っている。

課外活動支援として、学生会主体のサークル活動、各学科主体のボランティア活動があり、学生会活動には、学生委員会の教員と教学部学生課の職員が適宜指導や助言を行っている。

学生の健康管理については、毎年4月の健康診断のほか、保健室の養護教諭が中心となり、日常的な保健活動を行うほか、校医による健康相談も受け付けており、リーフレットとメール配信によって周知している。

交通安全教育は、春学期と秋学期の年2回のオリエンテーション時に交通安全講習会を開催しているほか、キャンパス巡回指導を行い、学生の交通安全の意識を高める取り組みを行っている。

学生が快適で安全な学生生活を送れるよう校地、校舎、体育施設、運動場、駐車場等の設備の維持管理をしている。今年度は校舎改修工事も完了し、施設内の設備が充実した。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和7(2025)年度の入学者数は、いずれも定員を満たしておらず、全体として昨年度に引き続き、収容定員充足率は低下する結果となった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

収容定員充足率の低下に対する募集方法の改善、系列校との連携強化、委託生の受け入れ拡大等の対策を講じ、幼児保育学科では令和7(2025)年にスタートした3年コースの周知に注力する。

介護福祉学科の取り組みの具体例としては、①新しい介護観を知ってもらうためにマガジンを作成（中高生やその保護者・教員に向けて、八戸市内および上十三地域、岩手県北地域に配布）②地域福祉・介護の課題解決に向けた地域との連携③SNSを通じた介護の魅力に関する情報発信の継続などがある。

基準 4. 教育課程

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）および各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、学科の教育理念、教育目的、教育目標を踏まえて策定されている。

各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、平成 28(2016)年 3 月 31 日に公表された中央教育審議会（以下、中教審）大学分科会大学教育部会の「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）および『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定および運用に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）および平成 29(2017)年 4 月 1 日に改正施行された学校教育法施行規則に基づいている。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は「本学ホームページ」、「学修の手引き」に記載され、学内外への周知が図られている。【資料 4-1-a, 4-1-b】

学内に周知する仕組みとして、教職員に対しては学長が年度当初の本学教授会において提示し、学生に対しては学科長と教務委員が「学修の手引き」を基に説明している。

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

1. 単位認定基準

授業科目（講義、演習、実習、実技）は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を踏まえたカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に従って開設されている。

科目の単位数については、「八戸学院大学短期大学部学則（以下、「学則」）」第 7 条第 2 項に基づき、「講義および演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって」、「実習および実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって」、それぞれ 1 単位とすると定めている。【資料 4-1-c】

教育上有益と認められた場合、他の大学や短期大学、高等専門学校の専攻科で修得した単位、入学前に本学の科目等履修生として修得した単位、外国の大学や短期大学に留学して修得した単位についても認定している。また、学生の適切な学修時間を確保するために、「八戸学院大学短期大学部履修規程（以下、「履修規程」）」第 4 条において、各学期において履修することができる科目の単位数の上限を 35 単位としている。【資料 4-1-d】

履修修了の認定については、「学則」第 8 条において「授業科目の履修修了の認定は、試

験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる」と定めている。試験を受けるための要件は「八戸学院大学短期大学部試験規程」に定めており、追試験や再試験の受験要件も明示している。また、成績評価については、「学則」第9条において「秀（90点以上）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）および不可（59点以下）とし、可以上を合格とする」と、5段階の基準を定めている。成績評価の段階を定めない科目については、到達目標を達成している場合を「合」、達成していない場合を「否」と表し、「合」を合格とすることを定め、他大学等における授業科目の履修等および資格等により単位を認定した科目の評価は「認」とすることを定めている。【資料4-1-e】

履修修了の認定に係わる出席の扱いについては、「学則」第10条において「各授業科目について授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目修了の認定を受けることができない」と定めている。公認欠席については「八戸学院大学短期大学部公認欠席取扱規程」において、「公欠とは、忌引き、感染症の罹患および学外実習等やむを得ない事由により授業を欠席する場合に、所定の手続きにより通常の欠席扱いとはしないことをいう」と定めており、公欠とはいえ出席には数えない。

各教員は出欠を「履修者名簿」によって管理し、学期末の成績登録後に「講義内容記載簿」とともに教務課に提出する。また、履修修了のための出席回数に厳格な基準を設けていることから、幼児保育学科・介護福祉学科ともに常時出欠状況調査を行っている。明確な事由がなく欠席回数が3回以上になった学生を速やかに把握し、教員間で情報共有するとともに、ゼミナール担当者や教務委員から学生に指導を行い、保護者にも注意を促している。

単位認定および成績評価の基準は「学修の手引き」に明記し、年次当初のオリエンテーションにおいて学生に説明している。特に、出席回数に関する指導は繰り返し行い、毎年9月に実施している保護者面談会等でも周知を図っている。【資料4-1-b, 4-1-f】

2. 進級基準

本学の修業年限は2年であり、在学年限は修業年限の2倍を超えることができない。令和7(2025)年4月にスタートした幼児保育学科の3年コースは長期履修制度を活用し、2年コースと同じカリキュラムを3年かけて学ぶ課程になっているが、在学年限は2年コースと同じである。

教育の目的を達成するために、年度を春学期、秋学期の2期に分け、原則として学期ごとに授業を完結して成績評価を行なうセメスター制を採用している。なお、春学期は4月1日から9月30日まで、秋学期は10月1日から翌年の3月31日までとなっている。令和元(2019)年度から、各学科における授業科目と開講セメスターを「履修規程」の別表に明示している。【資料4-1-c, 4-1-d】

本学では進級制度を設けていないが、令和元(2019)年度から「履修規程」に「退学勧告」の基準を定め、実質的に進級制度を運用している。すなわち、「履修規程」第13条に各セメスターにおける標準累積単位数を示し、第15条において「原則として1年次（第2セメスター）終了時点で、修得した累積単位数が標準修得単位数の6割以下またはグレード・ポイント・アベレージ（GPA）が1未満のものには、退学を勧告する」と定めた。なお、

GPA については同年度に「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレード・ポイント・アベレージ (GPA) 規程」を設けて、GPA の算定方法や対象科目を明確にした。【資料 4-1-d, 4-1-g】

セメスター制と退学勧告については「学修の手引き」とオリエンテーションによって学生に周知を図っている。【資料 4-1-b, 4-1-f】

3. 卒業認定基準

本学では「学則」第 14 条に各学科の卒業要件を定めている。幼児保育学科では卒業要件と資格取得要件を別に定めており、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得要件は「学則」第 15 条に示されている。介護福祉学科では卒業要件と介護福祉士国家試験受験資格の取得要件が同じだったが、令和 5(2023)年度の新カリキュラムで「介護実習Ⅲ」および「介護実習Ⅳ」を選択科目とし、卒業要件を緩和した。【資料 4-1-c】

成績評価と履修修了の認定は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に基づき、「学則」にのっとり行っている。卒業年次（2 年次以上）の学生については、教授会の審議を経て学長が卒業を認定した者に対して、短期大学士の学位を授与している。学位名称は、幼児保育学科が「短期大学士（幼児保育学）」、介護福祉学科は「短期大学士（介護福祉学）」である。【資料 4-1-h】

卒業認定基準については、特に 2 年次のオリエンテーションの際に、「学修の手引き」によって学生に周知を図っている。

個々の授業科目の単位認定基準はシラバスに明記されており、各担当教員が成績評価を行う。担当教員が複数の場合、評価基準が公平になるよう担当者間で協議し、その結果を主担当者が入力する。

単位認定の透明性を担保するために、学生は成績発表後一定の期間において、成績に関する異議を申し立てることができ、教員はそれに対して回答しなければならない。また、学修成果のフィードバックのためにも、教員に直接質問することや答案の開示を求めることを勧めている。

幼児保育学科の実習関連科目については、実習の成績は実習施設による評価と教員による実習日誌の評価を基に、学内での実習指導の成績は受講態度と提出物の状況から算定し、担当者間で協議する。その結果を学科会議に提出し、承認を得て成績を決定・入力する手順になっている。なお、実習施設による評価の基準については毎年実施している実習担当者連絡会議において共有を図り、令和 4(2024)年度からは評価の平準化のためにルーブリック評価を取り入れた。

また、実習に参加する要件として GPA の基準を設けており、それに達しない学生は基本的に実習に参加できず、実習科目の単位を修得することができない。全学生の GPA のデータを学科内で共有し、学生の実習参加の可否については学科教授会において決定する。また、実習参加の基準については随時見直しを行っている。

介護福祉学科の実習関連科目については、「介護実習Ⅰ～Ⅳ」に対応する「介護総合演習Ⅰ～Ⅳ」を事前もしくは事後（介護総合演習Ⅳは介護実習Ⅳ終了後）に履修することになっており、「介護総合演習Ⅰ～Ⅲ」の科目の中で行われる事前指導（必要に応じ個別指導などを実施）を受けなければ、実習に参加できない手順になっている。また、介護実習科目

の評価にあたっては、実習先での学生の取り組み状況、実習施設からの評価、実習日誌、その他関連記録物の評価を加えて総合的に判断している。なお、評価の視点や方法などについては、年1回、各実習施設との連絡協議会においてすり合わせを行うほか、実習巡回指導担当者と実習施設の指導担当者が事前に打ち合わせを行い、調整している。

進級基準については前述のとおりだが、両学科とも実際にはさらに厳しい基準を設けている。すなわち、2年間で資格・免許を取得するため、1年次から専門科目が開講され、学外実習も行われており、その順序性を崩すのは困難である。そのため、1年次で必要な単位（とりわけ実習関係科目の単位）が修得できず、2年間で資格取得が不可能となった場合、資格取得を目指すのであれば、制度上は2年次に進級しても、事実上は留年して残った単位の修得を目指すことが避けられない。その単位が第1・2セメスターの一方だけにある場合は、他方のセメスターを休学し、その後復学して学業を継続することができる。

卒業認定については、「学則」にのっとった成績評価および履修の認定を基に教務課が基礎資料を作成し、教務委員会が事前会議で原案を準備する。それに基づき、例年2月下旬の教授会（卒業判定会議）で全学生の卒業認定について審議を行う。卒業判定会議では学位記授与式における表彰者（成績優秀者）選出についても審議し、そのための基準としてはGPAを使用する。【資料4-1-i】

令和6(2024)年度卒業判定会議の結果、幼児保育学科では在籍47人（休学者を除く）中46人、介護福祉学科では在籍35人中35人が卒業を認定された。【資料4-1-j】

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は「本学ホームページ」、「学修の手引き」に記載され、学内外への周知が図られている。【資料4-2-a, 4-2-b】

学内に周知する仕組みとして、全教職員に対しては、学長が年度当初の本学教授会において提示し、学生に対しては年度初めのオリエンテーションにおいて、主に学科長が各学科のディプロマ・ポリシーを、教務委員長がカリキュラム・ポリシーを説明している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は教育目的を踏まえ、「ガイドライン」および「学校教育法施行規則」に基づいて策定している。両学科ともに令和6(2024)年度にカリキュラムを改訂するにあたり、カリキュラム・ポリシーの見直しを行った。

② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、ディプロマ・ポリシ

ー（卒業認定・学位授与の方針）に対応させる形で策定されている。

両学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）には共通性があり、幼児保育学科では教養や総合的な判断力、子どもの発達を引き出すための知識・技術、専門職として他者と協働する力について、介護福祉学科では教養や総合的な判断力、利用者の自立支援の観点に基づいた援助ができる能力、専門職として多職種協働チームの一員として介護実践できる能力についてそれぞれ述べている。また、両学科ともカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）では、そのためにどのような科目を配置しているかを示している。このように両者の対応関係は明確であり、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との一貫性は確保されている。

③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）の3つの柱は教養教育、専門教育、専門職として他者と協働する力を養う教育であり、各学科の教育課程はそれに沿って体系的に編成されている。【資料 4-2-c】

幼児保育学科の教育課程では、授業科目が教養科目と専門科目に分かれており、教養教育は主に教養科目の23科目が担うが、学科の性質上、人間が作り出してきた文化や社会、芸術や文学に関連した専門科目も多く、教養教育と専門教育が密接に関連している。

専門科目には幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得するために必要な科目が配置されている。卒業要件を満たし、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の2つを取得するには全部で97単位以上の修得が必要である。また、「自らの研究関心に基づいて学びを深める」ために「ゼミナールⅠ～Ⅳ」が設けられており、これは卒業要件となっている。ゼミナールは基本的に学長・学科長を除く全教員が担当している。【資料 4-2-d】

専門職として他者と協働する力の育成を担うのは、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に記されているように、主に実習指導の科目である。実習指導科目は通年科目として配置され、年間を通じて保育専門職者としての態度や心構え、書く力を含むコミュニケーション力および社会人基礎力の強化を図っている。そして、1年次の終わりと2年次の半ばに行われる学外での実習において、実際に保育現場で保育者との協働を通して実践的な学びを深める。

介護福祉学科の教育課程は教養科目と専門科目に大別され、教養教育を担う教養科目は、5つの科目区分に15科目が配されている。必修科目が16単位、選択科目が12単位であり、16単位以上の修得が卒業要件である。

専門科目として41科目74単位が配当されており、それらは専門基礎科目、専門基幹科目、専門展開科目に分かれ、11に科目区分されている。

カリキュラム・ポリシーの2点目にある「自発的に課題を発見し解決する能力」は教養科目及び専門科目両方に含まれている。また、3点目の「学習を定着させ実践的な学びを深める」ためには、「生活支援技術Ⅰ～Ⅴ」「介護の基本Ⅰ・Ⅱ」や「コミュニケーション技術Ⅰ・Ⅱ」などで基礎的な学習を積み上げ、「介護実習Ⅰ～Ⅳ」において、介護現場を経験し実践的な学びを深めている。

本学のシラバスにはすべてディプロマ・ポリシーとの関係をはじめ、「学習目標（到達目

標)」、「授業概要（教育目的）」、「授業計画表（予習・復習）」、「評価方法」、「参考文献」、「講義時使用するテキスト」、「課題に対するフィードバック方法」を明記して整備している。全教員にシラバス作成マニュアルを配付し、作成後は教務委員会が内容をチェックし適切に整備している。シラバスは学務情報システムの「Web シラバス」で学生が自由に閲覧できるようになっている。

履修上の制限として、適切に授業科目を履修するため、本学履修規程第 4 条において各学期に履修できる単位数の合計を 35 単位とする上限を設けている。

④ 教養教育の実施

1. 教養教育の教育課程

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の第 1 点に記されているとおり、本学では人を愛し、郷土を愛する心を有し、豊かな教養や総合的な判断力を身につけた人物の育成を目指しており、その重要な柱として両学科とも「宗教学」を必修科目としている。また令和 5(2023)年度より両学科とも「地域文化論」関連科目を導入した。

幼児保育学科では保育者に求められる情操を育む柱として音楽を重視していることから、教養科目の「音楽」および専門科目の「ピアノレッスンⅠ～Ⅳ」と「総合表現」を必修とし、2 年間を通じての音楽教育を行っている。【資料 4-2-d】

そのほかの教養科目としては、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目に加えて、日本語の表現力を養う「日本語表現」「保育の文章表現Ⅰ・Ⅱ」、海外語学研修や留学に対応する「海外事情」、一般教養としての「心理学」、「美術Ⅰ・Ⅱ」、「デザイン基礎」、「子どもの遊戯と表現」を設けている。また、令和 7(2025)年度より科学的思考力の育成を目指して「自然科学概論」を追加した。【資料 4-2-d】

介護福祉学科の教養科目は、前述の「宗教学」と「地域文化論Ⅰ・Ⅱ」のほかに、「学習力の養成」、「表現力の養成」、「人間と社会の理解」に区分される 15 科目からなる。「学習力の養成」には「基礎演習」「プレゼンテーション」「情報処理法」、「表現力の養成」には日本語と英語の会話・文章に関わる 2 科目、「人間と社会の理解」には法律、社会、生命、心理、健康等の広範な内容の 6 科目が含まれる。

このように、各学科の教養教育はそれぞれ学科の特性に基づいて実施されている。幼児保育学科では音楽・美術・体育に関連する専門科目が多いことから、それらの基礎となる教養教育に力点が置かれ、介護福祉学科では地域社会の多様性や変化に対応する力を養い、豊かな人間性を備えた人材育成に力を注いでいる。

2. 教育課程外での教養教育

両学科とも、入学予定者に対して「入学前課題」の提出を課している。文章表現の基本的事項の確認と修得が主な目的であり、入学後の「日本語表現」（幼児保育学科）、「日本語リテラシー」（介護福祉学科）の導入的な内容を含んでいる。

幼児保育学科では、保育者として求められる国語力を養うために、学科指導において「実践国語表現」の時間を設けて国語力テストや文章表現の指導を行ってきたが、令和 5(2023)年度より、本学独自の科目として「保育の文章表現Ⅰ・Ⅱ」を設けている。【資料 4-2-e】

介護福祉学科では、留学生のための「専門用語の理解」の時間を設け、介護福祉に関す

る理解を深めている。また 2 年生に対し週 4 コマの「介護福祉士国家試験対策講座」を設け、カレッジアドバイザーの個別学習指導や対策講座を開催している。【資料 4-2-f】

3. 教養教育の全学的運営

各学科での取り組みに加えて、大学と連携を図りながら教養教育の充実を推進している。令和 6(2024)年度も前年同様、第 73 回「東北・北海道地区高等教育研究会」(秋田大学開催)が対面とオンラインの併用で開催され、他大学の教養教育の現状についての情報収集を行った。

⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

幼児保育学科は指定保育士養成施設であるため、講義・演習・実技の区分で 1 クラスあたりの受講者数が定められており、それに沿って適切な受講者数を維持するようクラス分けを行っている。また、一部の科目では基準以下の人数での少人数授業を実施している。

介護福祉学科では、受講者数に応じた適切な講義室や実習室を割り当てている。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

学修成果については、両学科とも学位取得率、資格取得率、進学者数、専門職への就職率、就職先からの評価等によって点検・評価しており、在学中も GPA、実習先からの評価、学生による自己評価を取り入れている。実習評価は、個別面談を通して実習担当教員から学生に伝えられ、学習意欲の向上を図るとともに、専門職を目指すための具体的な助言をしている。

本学全体としての学修成果の点検・評価は、平成 29(2017)年度に設置された八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 委員会(令和 5(2023)年度より八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室。以下、IR 推進室)が「アセスメント・ポリシー」を定め、「IR 推進室規程」に基づいて行っている。【資料 4-3-a, 4-3-b】

1. 資格取得状況、専門職への就職率、進学者数

幼児保育学科では卒業要件と資格取得要件が別であることと、入学する学生が多様化していることから、資格を取得せずに卒業する学生が毎年数人みられる。令和 6(2024)年度の卒業生については、幼稚園教諭二種免許状の取得率は 83%、保育士資格の取得率は 89.4%であった。希望していた免許・資格の必修科目の単位を修得しきれなかった卒業生は 7 人おり、4 人が科目等履修生として卒業後の資格取得を目指している。また、介護福

祉学科においては、介護福祉士国家試験の合格者は受験者 17 人中 16 人で、資格取得率は 94.1%であった。【資料 4-3-c, 4-3-d】

これらの結果から、ディプロマ・ポリシーに定める学修成果はほぼ獲得されていると評価できる。

2. GPA

在学中に学修成果を点検・評価するために GPA を活用している。両学科とも学期ごとに全学生の GPA を表にまとめ、学科内で情報を共有して学修状況を確認している。ディプロマ・ポリシーに示す学修成果を達成することが困難と思われる学生については、進級前に保護者を含めて面談を行い、状況に応じて進路変更を促している。また、毎学期終了後、幼児保育学科では下位 4 分の 1 の学生に対してゼミナール担当教員が履修指導を、介護福祉学科では GPA1.8 以下の学生に対してカレッジアドバイザー及び教務委員が履修指導を行っている。

3. 学生の自己評価

学生自身による学修成果の評価として、両学科とも後述するループリック評価を行っている。さらに、幼児保育学科では 2 年次秋学期の「教職・保育実践演習」の履修に向けて、入学時から学期ごとに自己評価シート「履修カルテ」の記入を行っている。評価項目には保育に関する専門的な内容を問うものと、「他者意見の受容」、「他者との連携・協力」、「社会人としての基本」など、汎用的学習成果に関するものが含まれている。どの項目も平均値は回を追って上昇する傾向を示しており、学修成果を確認することができる。また、学生の自己評価に対してゼミナール担当教員のコメントを付し、フィードバックを行っている。令和 3(2021)年度から卒業生に対し、2 年間の「履修カルテ」を「ディプロマ・サプリメント」として交付している。

4. 実習評価

幼児保育学科では保育実習、教育実習を、介護福祉学科では介護実習を行っており、実習終了後には各施設から数値と文章による実習評価が提出される。実習評価は学生に開示して個別指導を行うとともに、実習指導担当者が全体的な傾向を取りまとめ、事後指導を行う。介護福祉学科では実習報告会を開催し、実習指導者を招いて実習における評価を直接伺った上で、次の実習に向けた意見交換を行っている。こうした指導を通して教員は学生の実習による学修成果を点検し、その情報を学科内で共有している。

5. 就職先による卒業生評価アンケート

現場での卒業生の評価と就業実態の把握のために、令和 3(2021)年度よりアンケートを毎年実施している。幼児保育学科では令和 5(2023)年度卒業生の就職先である 62 の事業所に対して、令和 6(2024)年 7 月にアンケートを依頼し、26 件の事業所より回答を得た（回答率 42%）。また、令和 4(2022)年度より介護福祉学科でもアンケートを実施しており、7 月に令和 5(2023)年度卒業生の就職先である 11 事業所にアンケートを依頼し、8 件の事業所より回答を得た（回答率 73%）。結果は就職支援委員会が取りまとめ、教授会で報告し

ている。また、本学ホームページにも回答結果を掲載し、情報を公開している。【資料 4-3-e】

6. 卒業時アンケート

本学では、卒業時の学生による評価を把握するため、毎年すべての行事と試験が終了した後でアンケート調査を実施している。令和 6(2024)年度の卒業生については、回答率 97.5%であった。例年、学修支援、学生生活支援、キャリア支援、行事など、すべての質問項目で肯定的な評価の割合が高く、学生が本学での 2 年間に満足感を得ていることが確認できている。その結果は、令和 3(2021)年度の卒業生（2020 年度生）より、IR 推進室がまとめ、教授会および八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議において報告している。【資料 4-3-f】

7. 「学修成果の把握」調査

本学では、「教育の質」向上の観点から学修成果の可視化を図るため、令和 2(2020)年度に各学科長を中心としたワーキング・グループを結成し、ディプロマ・ポリシーに基づく評価指標を取り入れたルーブリック評価表を作成した。内容は、幼児保育学科では学びへの態度、判断力・課題解決力、他者との協働や保育・教育の知識・技術に関する計 17 項目に、令和 3(2021)年度入学生より「情操」「子どもの最善利益」の項目を加え、19 項目の構成となった。介護福祉学科では生活者としての理解力、介護実践のための基本能力、介護実践能力に関する 17 項目に「豊かな人間性」を加えた上で文言の修正を図り、16 項目の構成となった。さらに、令和 5(2023)年度に両学科とも項目の追加や文言の修正を図った。両学科とも、教務委員会による「学修時間・学修行動に関する調査」と同時に「学修成果の把握」調査を学期ごとに実施し、学生自身による主観的な学修成果の獲得状況を確認している。その結果は IR 推進室において統計的に分析し、教授会に報告している。【資料 4-3-g】

② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

上記の学修成果の点検・評価結果については、教授会もしくは学科教授会でフィードバックされ、それを基に、実習指導、リメディアル教育、就職指導等の教育内容の改善につなげている。また、令和 2(2020)年度に八戸学院大学短期大学部関係団体懇談会を発足させ、学修成果の点検・評価結果について、本学の教育と密接な関係を有する保育園・幼稚園・福祉施設の方々から意見をいただき、改善につなげる仕組みを構築した。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

幼児保育学科では、音楽・美術・体育に関連する専門科目に対応するため、これらの基礎を支える教養教育を重点的に実施しており、学生の表現力や感性の向上に結びついている。介護福祉学科では、豊かな人間性を育むことを目的とした科目を充実させ、対人支援におけるコミュニケーション能力や共感力の向上が見られている。また、各学科ともに自

然や地域に目を向け、実践的な課題発見・解決力を育成する科目を展開しており、地域社会との連携による学びの深化が見られている。さらに、大学と連携した教養教育・リメディアル教育の充実を図ることで、学びの基盤が強化され、学生の学修成果に向上が見られている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

両学科とも GPA を活用し、学期、年度、卒業時の学習到達度とし客観的に把握しており、利点として複数科目間での比較がしやすく、成績のばらつきや得意・不得意分野の分析にも役立っている。しかし、科目間における評価基準や採点傾向にばらつきが見られるため、評価の平準化に向けて教員間での共通理解が必要であると考えられる。

また学生の学習意欲を高めるための仕組みや環境の強化も求められているため、成績評価の透明性を高める取り組みは今後の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

今後、GPA が単なる数値として受け止められるのではなく、フィードバックを通じて学習意欲が高まり、自己成長につなげられるよう、評価の在り方の見直しが必要である。アクティブ・ラーニング型授業の推進や、学修成果の「見える化」もその一助となっている。

評価の平準化に向けた試みとしては、教務委員会によって令和 6(2024)年度の全科目の GPA が公開された。また、幼児保育学科では令和 6(2024)年度より実習についてルーブリック評価を導入した。今後も評価基準を明示するなど、学生にとって理解しやすい形での情報提供を推進する必要がある、組織的な検討を重ねている。

基準 5. 教員・職員

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程（以下、「学長選考規程」）」に基づいて任命され、「学長選考規程」には、短期大学設置基準第 22 条の 2 を踏まえ、建学の精神を深く理解する者と定められている。【資料 5-1-a】

現学長は就任 7 年目を迎えた。補佐体制を強化するため任命されている学長補佐は、①学外会議・会合等の学長代理、②全学教授会の統括、③高大接続関連、④地域連携・地域貢献、⑤学生募集の役割を担っている。また、令和 7(2025)年度に介護福祉学科の留学生受け入れ体制の強化のため、新たに学長特別補佐を任命した。【資料 5-1-b】

② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学では審議機関として「八戸学院大学短期大学部学則（以下、「学則」）」第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項に基づき、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）および八戸学院大学短期大学部教授会（以下、教授会）を設置している。それぞれの審議事項については、「学則」第 38 条第 2 項、第 39 条第 2 項に規定され、組織上の位置付けおよび役割は明確化が図られている。教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項、教員の人事に関する事項、各種分掌の組織および分掌内容に関する事項、学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項等は運営会議において審議し、学長が決定する。卒業の認定および学位の授与、学生の入学など、その他教学に関する重要事項等の決定に際しては、教授会において審議し、学長が決定する。したがって、本学における意思決定の権限と責任は明確化され、機能を果たしている。【資料 5-1-c～5-1-e】

また、学長は八戸学院大学とも連携し、大学学長、学務部長、教務部次長との情報交換会を定期的に行い、マネジメントに生かしている。

本学の教学マネジメントの組織図は、図 5-1-1 のとおりである。【資料 5-1-f】

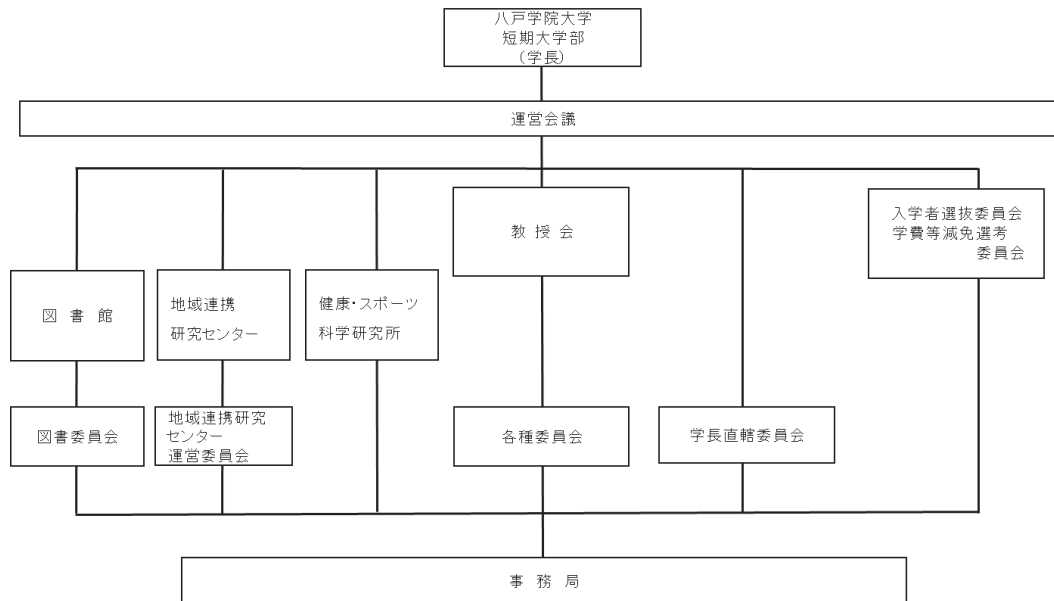


図 5-1-1 教学マネジメントの組織図

③ 職員の配置と役割の明確化

教育研究活動を支援する事務機能を包括する事務組織（大学・短期大学部事務部）の職制、任命および職分については、「学校法人光星学院運営組織規程」第 20 条～第 22 条に明確に定めている。また、業務を円滑に遂行するため、事務組織の分掌について、課・室ごとの役割を「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に定めている。【資料 5-1-g, 5-1-h】

職員の採用・昇任については、「学校法人光星学院就業規則」、「学校法人光星学院一般職員採用・昇任規程」に基づき、適切に運用している。【資料 5-1-i, 5-1-j】

職員の配置は能力・適性に応じて行っており、システム管理、図書館事務室などの部署には有資格者を配置している。

職員は各種委員会に参加し、審議事項に関係する法律や学内諸規程の確認および資料の作成等を行うとともに、必要に応じて議論にも参加するなど、教職協働を実現している。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教員の採用・昇任については「八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、適切に運用している。採用は、教育上また組織運営上必要と認められた場合や、定年・依願・任期満了に伴う退職者の補充の際に行っている。公募制を原則としており、応募者は教員選考委員会

審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。昇任については、職位の資格、教育・研究上の業績、在任経験年数等を踏まえて、教員審査委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。いずれの委員会もその都度設置され、原則として学長によって指名された教授 5 人により構成される。【資料 5-2-a～5-2-c】

各学科とも短期大学設置基準第 22 条および第 20 条を満たしている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育内容・方法等の改善の工夫および開発のため、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会）が主体となり、毎年度、下記のような取り組みを行っている。【資料 5-3-a, 5-3-b】

1. FD 報告書の作成・公開

本学では、FD 委員会の活動内容および授業アンケート結果ならびに教員によるアンケートへのフィードバックを「FD 報告書」としてまとめ、図書館で一般公開している。また、授業アンケート結果の概要は本学 web サイトにて公開している。【資料 5-3-c】

2. 学生による授業評価

本学では、教員の授業改善に資するため、各学期（四半期科目を含む）に学生による授業アンケートを本学の授業支援システム「WebClass」上で実施している。アンケート内容は、授業への理解度や教授方法の有効性を確認する質問項目などであり、授業の良かった点や工夫してほしい点などを学生が自由に記述できる書式にしている。

アンケート結果は、回答期限終了後に自動集計され、「WebClass」上で教員が各自確認できるようになっている。授業担当教員はアンケート結果の内容をもとに、自身の授業の改善点などを FD 委員会に提出している。【資料 5-3-d】

3. 教員による授業評価・公開授業

本学では、公開授業・教員相互の授業参観を実施し、教授方法の相互研修を行っている。令和 3(2021)年度からは、参観率の向上を図るため、個々の教員が参観したい教員に直接連絡をとって参観する従来の方法に加えて、学科ごとに代表教員（学生による授業アンケートの特定の項目において評価が高い教員）を選出し、その講義を参観、または録画配信を受講する方法により実施している。なお、授業参観の対象となる授業は、オムニバス授業および外部非常勤講師による授業も含むが、「プレゼンテーション」、「研究演習」、「実習授業」は対象外とした。

一般の方の授業参観はコロナ禍により中断し、もともと希望者がほとんどいなかったため、その後も再開していない。【資料 5-3-e】

4. FD 研修会

本学では毎年度、八戸学院大学と合同で FD 研修会を開催している。令和 6 年度は東北大学災害科学研究所より邑本俊亮先生を講師に招き、「学習意欲を高める授業づくり」をテーマに開催した。研修会のテーマや内容は、より効果的な教育方法の修得を目的として、教員の希望を参考にし、授業改善に具体的に活かせる内容を中心に検討されている。その結果、学生による授業アンケートにおいて、多くの科目が高い満足度を示す水準を維持している。【資料 5-3-f】

5. FD ネットワーク “つばさ”

本学は、大学間連携 FD 活動を行うプロジェクトである「FD ネットワーク“つばさ”」の連携校であり、各種セミナーに参加している。令和 6(2024)年度は、第 32 回 FD ネットワーク“つばさ”FD 協議会（以下、FD 協議会）が Zoom によるオンラインと山形大学会場とによるハイブリッド開催となり、教員がオンラインで参加した。【資料 5-3-g】

6. 授業支援システム研修会

本学では毎年度 4 月に新任教員を中心とし、全教員を対象に「WebClass」の研修会を実施している。令和 3(2021)年度までは、「WebClass&GoogleMeet の実践的な活用方法」からの継続テーマとして、WebClass 普及（オンライン授業含む）の目的で FD 普及リーダー講習会を実施していたが、WebClass の活用について学内ではほぼ普及したと判断し、令和 4(2022)年度からは新任教員と希望者向けに授業支援システム講習会を開催している。今後は秋学期にも同様の研修を開催することとしている。【資料 5-3-h】

② SD をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では職員の資質・能力向上のため、「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程」および「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、学校法人光星学院（以下、法人）の職員を対象とした研修会を実施している。令和 6(2024)年 4 月には法人内全教職員を対象に、「令和 6 年度の運営方針について」、「中期計画について」を内容とする研修会を実施した。【資料 5-3-i～5-3-k】

令和 6(2024)年 8 月には事務職員を対象として「事務DXの進め方～サイボウズとグーグルの使い方」と全体会を実施した。全体会後の分科会では、課長以上の管理職では「幹部職員の心得～中間管理職とは～」、それ以外の事務職員は「ビジネスマナーについて」、加えて運転業務を担う事務職員は「交通安全運転指導について」とテーマ別の研修も行った。【資料 5-3-l】

また、日本私立大学協会東北支部事務研修会に積極的に職員を派遣している。令和 6(2024)年度は 2 人の職員が参加し、「工学部学生とのチャレンジ～見えないものを可視化する」、「私立大学を取り巻く諸情勢について」の 2 つの講演を受講し、分科会では他大学と情報交換を行った。【資料 5-3-m, 5-3-n】

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、全教員に対して研究室を配している。令和 5(2023)年度にすべての研究室にエアコンを設置した。そのほか、実技系の研究設備として、音楽室、ピアノレッスン室、美術実習室、体育館、介護実習室等を備えている。校舎の老朽化に伴い、令和 6(2024)年度に改修工事を進め、ピアノレッスン室、美術実習室、体育館が改修され、従来の音楽室に変わって新たに多目的ホールが設けられた。【資料 5-4-a】

研究時間の確保のために、原則として全教員が週 1 日の研修日を確保できるよう時間割を編成している。

② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会（以下、研究倫理委員会）が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程」および「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」に基づいて、教員が行う研究のうち、社会通念上または倫理上の問題が生じるおそれのある研究について、審査を年 2 回行っている。【資料 5-4-b, 5-4-c】

また、FD 委員会が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程」および「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づいて、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にのっとり、全教員を対象に、日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務づけている。【資料 5-4-d~5-4-f】

③ 研究活動への資源の配分

本学には教員の研究活動の助成として、「個人研究費」、「特別研究費」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」、「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」があり、それぞれ「八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程」、「八戸学院大学短期大学部研究費取扱要領」、「八戸学院大学短期大学部特別研究費取扱・申請要領」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要項」、「八戸学院大学短期大学部特別助成にかかる研究計画の公募要領」を定め、適切に運用している。【資料 5-4-g~5-4-k】

「個人研究費」は教授・准教授・講師に 18 万円、助教に 15 万円、助手に 12 万円を配分している。「特別研究費」ならびに「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」につ

いては、学長と両学科長が審査し、配分額を決定している。「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」については令和 6(2024)年度に審査方法を見直し、令和 7(2025)年度は各学科内でプレゼンテーションと審査を行い、採択の決定と配分額の調整を行った上で、法人内の決定している。

また、令和 6(2024)年度は研究活動の活性化のため、本学および八戸学院大学の学長補佐が軸となり、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」、「特別研究費」採択者の学内での報告会を実施した。【資料 5-4-1】

令和 6(2024)年度の科学研究費補助金については、挑戦的研究（萌芽）の新規採択が 1 件あった。

研究活動に関する外部資金獲得に向けた支援については、科学研究費補助金だけでなく、民間団体ならびに地方自治体の補助金や助成金などの外部資金獲得に向けて、関係部署が情報を全教員に配信している。

【基準 5 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

八戸圏域の学生が主体となって行う地域振興や地域貢献に関する活動を支援する「学生まちづくり助成金」に毎年複数のゼミナールが企画応募し、採択されている。

また、教員の個人研究費が大学と比べ少額ではあるが、八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成が有効に活用されている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

研究活動に関する外部資金獲得に向けた支援をしているが、外部資金の獲得が出来ていない状況が続いており、関係部署が情報を配信するだけでなく、全学的に外部資金獲得に向け研究活動を進めていかなければならない。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

外部資金の獲得が出来ていない状況を踏まえ、外部資金獲得に向けた今後の取組みとして、イノベーションプログラム（基金）研究等補助金への申請者が採択された場合、当該年度および次年度以内に科学研究費補助金への申請を義務付けることとした。

基準 6. 経営・管理と財務

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 経営の規律と誠実性の維持

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）の設置者である学校法人光星学院（以下、法人）は、「学校法人光星学院寄附行為（以下、寄附行為）」第3条に「この法人は、教育基本法および学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育の施設を整備し、学術技芸を授けるとともに、カトリックの精神に則る道德教育を施し、高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することをもって目的とする」と掲げ、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づき学校を運営している。また、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」に基づき、公益通報者保護法に準拠した体制を整備している。【資料 6-1-a～6-1-c】

本学では、建学の精神や地域との連携による教育を推進することにより、私学としての自主性を保ち、「学校法人光星学院運営組織規程」などに基づき、組織体制を構築するとともに、教育機関としての公共性を高め、社会の要請に応える運営を行っている。【資料 6-1-d】

② 環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全への配慮

環境保全については、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、法人全体で「節電・節水」に取り組んでいる。教育機関ごとの光熱水費の使用状況報告を E メールで配信し、節電・節水に努めるとともに、令和 2(2020)年度には法人内全施設の照明を LED 機器に転換する工事を実施し、さらなる節電効果を実現した。また、令和 4(2022)年度後半から顕著になった電気代や燃料費等の高騰に伴い、改めて節電等の対策を強化した。

2. 人権への配慮

人権保護については、「学校法人光星学院個人情報保護規程」および「八戸学院図書館個人情報保護規程」に基づき、法人内の教職員・学生・保護者などの個人情報の保護にあっている。また、人権保護を遵守するため、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、法人内の各部署に相談員を配置している。【資料 6-1-e～6-1-g】

3. 安全管理への配慮

安全管理については、「学校法人光星学院危機管理規程（以下、危機管理規程）」に基づき、危機管理に対する対処方法、連絡体制などを明確にしている。また、学内危機管理体制

制としては、夜間の警備に関しては警備会社に委託しているものの、非常時には昼夜を問わず「危機管理規程」に基づいた対応を行う体制を取っている。なお、平成 23(2011)年 4 月に「危機管理マニュアル」を作成した。【資料 6-1-h, 6-1-i】

学生の学内外での事件および事故については、学生委員会・短大事務室・学生課が中心となって対応している。学生対象の交通事故防止対策については、交通安全講習会を毎年度、4 月と 9 月に実施している。また、技術職員（スクールバス運転士）対象の交通安全に関する講習会を定期的に開催している。【資料 6-1-j】

なお、令和元(2019)年度からはキャンパス内の安全確保のため、パトロールカーで巡回監視を行っている。

4. 防災管理への配慮

防火管理については、「八戸学院大学短期大学部防火管理規程（以下、防火管理規程）」に基づき、防火管理組織および自衛消防隊組織を設置し、消防訓練（消火、通報、避難）を毎年度、実施している。加えて、「防火管理規程」第 6 条の消防用設備等の点検基準に基づき、消防用設備などの自主点検および業者委託点検を実施し、その結果については消防署に届け出ている。【資料 6-1-k, 6-1-l】

また、キャンパス内に AED（自動体外式除細動器）を 10 台設置するとともに、外部機関が実施している講習会へ毎年度職員を派遣し、緊急時において素早く対応できるような環境を整えている。【資料 6-1-m】

5. 労働環境・健康への配慮

教職員の健康を確保するため、「学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程」に基づき、定期健康診断を毎年度実施している。また、衛生管理者・衛生推進者による職場パトロールとして、労働安全衛生法および学校安全衛生法に基づく「チェックリスト」を用いて、毎週定期的に点検を実施している。【資料 6-1-n, 6-1-o】

さらに、平成 26(2014)年 6 月 25 日に労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックが義務化されたことに伴い、平成 28(2016)年から毎年度全教職員を対象に実施している。【資料 6-1-p】

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人は、「寄附行為」第 12 条に基づき最高意思決定機関として理事会を、「寄附行為」第 17 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置している。また、法人の業務を円滑に運営するため、「学校法人光星学院寄附行為施行細則（以下、寄附行為施行細則）」第 5

条に基づき、理事会機能を補佐する会議として法人運営会議（令和 7(2025)年度に常任理事会から名称変更）を設置している。【資料 6-2-a、6-2-b】

法人の管理運営に関する基本方針は、私立学校法、「寄附行為」および「寄附行為施行細則」をはじめとする関連諸法令に基づいて定められている。

理事会は、内部理事 5 人および外部理事 3 人の 8 人で構成している。内部理事は理事長、理事長補佐、大学学長、高等学校校長および幼稚園園長である。外部理事は弁護士 1 人、企業経営者 2 人であり、理事会において本学の管理運営に関して幅広い視野で協議・検討している。理事会の決定事項は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）および八戸学院大学短期大学部教授会（以下、教授会）で報告・周知している。

なお、理事会への理事・監事の出席状況は適切であり、欠席する場合の委任状の取り扱いについても、私立学校法および法人寄附行為の規定にしたがって適切に対応している。

また、令和 7(2025)年度の法人運営会議は、内部理事 5 人と短期大学部学長、高等学校校長、短期大学部学長補佐の 8 人で構成しており、毎月 1 回定例で開催し、管理部門はもとより教学部門の状況報告や協議などを行っている。令和 6(2024)年度は 4 月から翌年 3 月まで臨時を含めて計 12 回開催され、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告、情報共有などを行った。【資料 6-2-c】

学長は、評議員会および法人運営会議の主要な構成員であり、本学の意思を理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意思を反映している。

新私立学校法に基づいた「寄附行為」の改正については、令和 6(2024)年度に関連する規程の整備等を行っており、令和 7(2025)年 6 月の定時評議員会以降本格的な運用が開始された。

法人・本学の管理運営体制は、図 6-2-1 のとおりである。

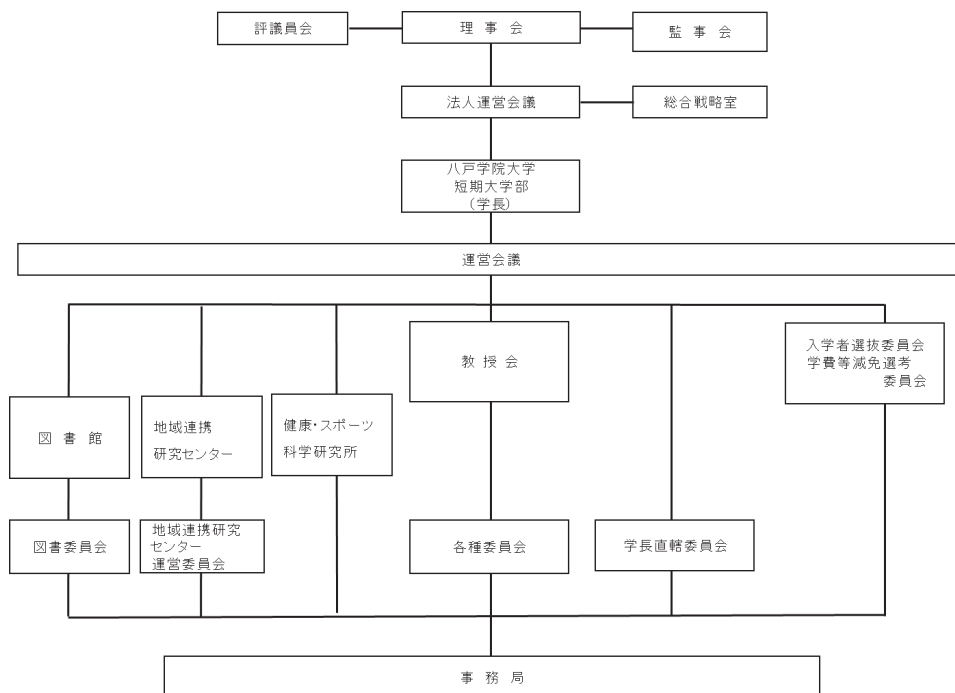


図 6-2-1 法人・本学の管理運営体制

② 使命・目的の達成への継続的努力

「寄附行為」第3条に定める「高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成する」という法人の使命・目的を実現するため、理事会、評議員会および法人運営会議は、毎年度、具体的な事業計画を策定し、当該年度経過後に事業報告書を取りまとめ、評価を行っている。【資料 6-2-d~6-2-e】

また理事会は、財政再建のため、平成 17(2005)年度に「第 1 次経営改善計画 (5 ヶ年)」を、平成 22(2010)年度に「第 2 次経営改善計画 (5 ヶ年)」を策定し、経営基盤の強化に取り組むとともに、法人全体の使命・目的の実現に向けた努力を着実に継続している。

法人全体の諸課題克服の検討を進めるため、平成 28(2016)年度に「新学院構想戦略会議」を設置し、ビジネス学部から「地域経営学部」への改組、八戸学院短期大学の校名変更、同短期大学ライフデザイン学科の募集停止など、抜本的な改革を行った。平成 29(2017)年度には「新学院構想戦略会議」で検討された改革計画の着実な実施、ならびに「第 3 次中期 5 ヶ年計画」の継続審議事項などを検討するため、「新学院構想戦略会議」を改組して「経営会議」を新たに設置した。「経営会議」での審議、理事会での承認を得て、法人全体のグローバルな展開および本学への介護福祉学科の増設を行った。

平成 31(2019)年度には、少子化対策による定員確保の方策や「令和 3(2021)年度以降の中期計画」の策定などを検討するため、それまでの「経営会議」を改組し、「総合企画室会議」を設置した。本会議では、健康医療学部人間健康学科（以下、人間健康学科）の収容定員増の認可申請、ならびに美保野地区を中心とするキャンパス整備について審議され、理事会で承認された。また、令和 3(2021)年度には「総合企画室会議」を「法人運営協議会」に改組して新たな検討課題の洗い出しや、平成 29(2017)年の法人 60 周年に際して策定した法人全体の教育活動の目標である「4 つの柱」の一部を修正した。なお、令和 4(2022)年度には「法人運営協議会」を「将来計画検討会議」に改組して、中期計画の見直しを行った。さらに、令和 5(2023)年度には「将来計画検討会議」を「総合戦略推進室」に改組（令和 6(2024)年度に総合戦略室に改称）して、中期計画の具体化を進めている。【資料 6-2-f】

また、同じく令和 5(2023)年度には、「大学・短期大学部改組等合同検討会議」を設置して、本学および八戸学院大学全体の改組に係る検討に着手し、令和 6(2024)年度に本学両学科の定員減を含む改組案が出来上がった。【資料 6-2-g】

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 法人の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会は、法人の設置する学校の管理運営に関する基本方針のほか、財務内容および人事案件などについて審議している。また、理事会を補佐す

る機関として法人運営会議を設置して毎月定例で会議を開催しており、議長である理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

本学における教学部門の審議機関である運営会議および教授会は、主として教育研究に関する基本方針の策定、「八戸学院大学短期大学部学則（以下、学則）」および諸規程の制定・改廃、教育課程および単位認定に関する事項、学生の生活指導のほか、教員の採用・昇任に関する事項などについて審議している。【資料 6-3-a～6-3-c】

学長は、教育および研究に関する重要事項ならびに教学部門の意思を、常任理事会に上程している。理事会においては、教学部門の提案事項についても活発な意見交換を行っており、管理部門と教学部門との連携を図っている。また、法人事務局では定期的に本学および法人合同の諸会議を開催して、情報の共有やコミュニケーションを十分に図っている。

② 評議員会と監事のチェック機能

評議員の選任については、「寄附行為」第 21 条の規定に基づいて適切に行っている。なお、本学からは学長と学長補佐が評議員に選任されており、相互チェックの機能性を担保している。【資料 6-3-d】

評議員会は、「寄附行為」第 17 条に基づき理事会の諮問機関として設置され、「寄附行為」第 19 条において、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。また、「寄附行為」第 32 条において、理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算および事業の実績を報告し、評議員会の意見を求めなければならない」と規定している。評議員会への評議員の出席状況は毎年度、高い出席率を維持している。【資料 6-3-e】

法人では、「寄附行為」第 5 条第 1 項第 2 号において監事を 2 人～3 人と定めており、監事の選任については「寄附行為」第 7 条の規定に基づき、適切に遂行している。【資料 6-3-d】

監事は金融機関元役員と会計事務所経営者との 2 人体制で、定期開催の監事会を含め業務監査・会計監査を実施している。また、書類監査だけに止まらず、理事会・評議員会への出席のほか、会計監査人との情報交換会、法人主催の研修会、法人内各種イベントなどでの意見収集、情報交換を行っている。

令和 6(2024)年度における評議員会や監事会等の実施状況などは、評議員会議事録、監事会記録、会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録、監事監査記録のとおりである。また、監事は理事会・評議員会に毎回出席しており、法令にしたがって適切に意見を表明している。【資料 6-3-f～6-3-i】

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 財務基盤の確立

法人における令和 6(2024)年度の収支は、経常収支差額ベースで前年度と比べ約 1,800 万円悪化した。なお、令和 7(2025)年度の本学の入学者数は、幼児保育学科 59 人、介護福祉学科 15 人であり、入学定員充足率は 61.7%であった。短期大学部全体の定員充足率は 58.3%となり、前年度に比べてさらに悪化した。

法人全体の収支差額は、「第 2 次経営改善計画」前の平成 21(2009)年度は 4 億円超のマイナスだったが、年々マイナス幅が縮小し、平成 26(2014)年度はマイナス 1,900 万円（過年度分減価償却費増の特殊要因あり）となって実質的にプラスを確保し、「第 2 次経営改善計画」の目標を達成できた。平成 27(2015)年度は、減価償却費の増加や図書廃棄等の特殊要因でマイナス 9,200 万円となった。平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度は、学生生徒等納付金の減少と補助金減少等の影響が大きく、収支差額はそれぞれマイナス 9,500 万円、マイナス 1 億 9,400 万円、マイナス 1 億 6,500 万円、マイナス 2 億 900 万円と悪化した。令和 2(2020)年度は特別要因（100%子会社の株式評価損）の影響額を除いてマイナス 3,200 万円と実質的に大幅に収支を改善することができた。令和 3(2021)年度は、3 億 4,500 万円の現物寄付と 1 億円の資産除却もあってプラス 1 億 7,000 万円の収支となったが、この特殊要因を除くと実質的な収支はマイナス 7,500 万円と前年度と同水準であった。令和 4(2022)年度は、マイナス 1,000 万円、令和 5(2023)年度は、マイナス 2,600 万円と前年度とほぼ同水準だったが、令和 6(2024)年度はマイナス 5,700 万円となった。令和 7(2025)年度は入学者数がやや持ち直したものの、引き続き円安傾向や諸物価の高騰の影響により収支の改善は厳しい見込みである。

② 収支バランスの確保

1. 収支バランス

本学の収支バランスは、平成 26(2014)年度はプラス 1 億 6,400 万円、平成 27(2015)年度はプラス 1 億 2,600 万円、平成 28(2016)年度はマイナス 1,500 万円、平成 29(2017)年度はマイナス 3,800 万円、平成 30(2018)年度はプラス 71 万円、令和元(2019)年度はマイナス 5,600 万円、令和 2 (2020)年度はマイナス 2,500 万円、令和 3 (2021)年度はマイナス 5,440 万円、令和 4(2022)年度はマイナス 7,500 万円、令和 5(2023)年度はマイナス 8,400 万円、令和 6(2024)年度はマイナス 1 億 5,300 万円であった。【資料 6-4-a】

過去 5 年間の財務比率は、表 6-4-1、表 6-4-2 のとおりである。

表 6-4-1 法人全体の各種財務比率

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人件費比率	59.0%	55.7%	52.4%	49.7%	49.9%
人件費依存率	113.5%	103.3%	92.1%	85.3%	84.4%
教育研究経費比率	32.2%	35.7%	39.6%	41.6%	39.8%
学生生徒等納付金比率	52.0%	53.9%	56.8%	58.3%	59.2%
補助金比率	32.9%	26.3%	29.3%	26.1%	28.9%

表 6-4-2 短期大学部単体の各種財務比率

比 率	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人件費比率	66.7%	70.8%	72.5%	70.9%	65.7%
人件費依存率	112.6%	109.0%	114.3%	111.8%	111.6%
教育研究費比率	36.8%	41.1%	45.6%	51.5%	53.6%
学生生徒等納付金比率	59.2%	64.9%	63.5%	63.4%	58.9%
補助金比率	26.0%	27.3%	21.0%	27.0%	33.3%

2. 外部資金の導入

本学の外部資金には、①各種受託研究・受託事業、②科学研究費補助金、③光星学院イノベーションプログラム（基金）、④短期大学部後援会特別研究助成がある。令和 6(2024)年度の各種受託研究・受託事業の実績は、736 万円であった。科学研究費補助金については、令和 6(2024)年度の交付額はゼロであった。光星学院イノベーションプログラム（基金）については、令和 6(2024)年度は 5,232 万円を獲得、基金創設から 18 年間で総額 9 億 3,406 万円の寄付を受けている。短期大学部後援会特別研究助成は 150 万円を維持してきたが、入学者数の減少を鑑みて 100 万円（令和 7(2025)年度は特別措置として 80 万円）に減額された。【資料 6-4-b～6-4-f】

③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

理事会では、「第 3 次中期 5 ヶ年計画」の継続審議事項の検討および追加事項の審議において、本学ライフデザイン学科は定員充足状況の改善が困難と判断し、平成 30(2018)年度末で廃止した。平成 31(2019)年 4 月には、地域の介護人材需要の増大に応えるべく、介護福祉学科を開設するなど「第 3 次中期 5 ヶ年計画」を着実に実施してきたが、令和 5(2023)年度には介護福祉学科の入学者数が減少に転じ、令和 6(2024)年度、令和 7(2025)年度も改善できないままである。現在、本学および八戸学院大学で検討中の総合的な改革の実施が必須である。【資料 6-4-g】

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 会計処理の適正な実施

法人の会計処理は、「学校法人会計基準」、「学校法人光星学院経理規程」および「学校法人光星学院経理規程施行細則」に基づき、適切に行っている。固定資産および物品等についての会計処理は、「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」に、また、「学則」に定める授業料・教育費・教育充実費・実習教育費等以外に各施設が徴収する預り金等の

費用に関する会計処理は、「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」に基づき、それぞれ適切に行っている。【資料 6-5-a~6-5-d】

本学における研究費の会計処理は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程」、「八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程」に基づき、適切に行っている。【資料 6-5-e~6-5-k】

予算編成は、学科および委員会ごとに翌年度の事業計画と予算原案を 1 月に策定している。これに基づき、財務部会計課（以下、会計課）が中心となって各教育施設の担当部署と協議を重ね、法人全体の予算案を 2 月に作成し、常任理事会（令和 7(2025)年 4 月から法人運営会議）を経て 3 月の評議員会での意見聴取後、理事会で決定している。また、年度内における予算の追加、その他の変更を必要とする際は、補正予算の編成を行っている。令和 6(2024)年度の補正予算は、11 月の常任理事会、評議員会を経て理事会で議決した。

決定した予算（補正予算も同様）は、理事長から各教育施設長宛てに通知している。予算の執行（日々の会計処理）は、各教育施設の経理担当部署において指定日ごとに支払表を作成して会計課に提出し、会計課で元帳に記帳処理をしている。払出・振込の決裁は財務部長・事務統括・事務局長を経て理事長が行い、会計課が全施設分を一括で処理している。決算は、会計課が会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算書類案を作成して、監事による監査と公認会計士による監査を受け、理事会に上程して承認を受けたあと、評議員会に報告している。

② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人は、会計監査人による監査、監事による監査のほか、会計監査人、監事および監査室との情報交換会を実施することにより、適切に監査業務を管理・運営している。

会計監査は、2 人の公認会計士と年間を通じて計 240 時間の監査時間の契約をしており、期中監査・期末監査・現物実査をとおして、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類・決算関係書類、各種保管書類などの厳正な監査を行っている。

期中監査は令和 6(2024)年 12 月に法人本部事務局に、現物実査は令和 7(2025)年 4 月 1 日に八戸学院光星高等学校と法人本部事務局に、期末監査は令和 7(2025)年 4 月に八戸学院光星高等学校に、令和 7(2025)年 5 月に法人本部事務局に対して、それぞれ実施した。

会計監査では、経理処理の指摘だけではなく、法人本部事務局保管書類、人事関係書類などについても指摘をするなど、事務処理全般にわたって厳正に実施した。「会計監査報告事項」については、令和 7(2025)年 7 月に理事長以下幹部職員が一堂に集まり、公認会計士からの説明・講評を受ける予定である。

監事は、金融機関役員経験者および会計事務所経営者の 2 人体制であり、監事会を 6 回、監事監査（業務監査・会計監査）を 5 回実施した。また、理事会・評議員会への出席のほか、会計監査人との情報交換会や法人主催の研修会などの各種イベントで意見収集・情報

交換を行った。【資料 6-5-1】

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

法人は「寄附行為」、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」、「学校法人光星学院運営組織規程」などに基つき組織体制を構築し適切な運営を行っており、理事会、評議員会および常任理事会は、本学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として適切に機能している。理事会での決定事項は、運営会議および教授会で報告・周知され、管理部門と教学部門との連携が緊密に図られている。

環境保全については、法人全体で「節電・節水」に取り組むとともに、人権保護や安全への配慮については、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」、「危機管理規程」および「防火管理規程」に基つき適切に取り組んでいる。

令和 6(2024)年度には、法人の運営組織を再編し各部門の独立性を高めるとともに、横の連携を図るために事務連絡協議会等の情報共有と連絡・調整を行う場を設け、組織として独立性と連携を深めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ①少子化が急激に進む中、中長期的な計画に基つき財務運営を行ってきているものの、法人全体の財政状況は厳しい状況が続いている。
- ②介護福祉学科の入学人数が減少し、改善が厳しくなっている。
- ③中期計画をより多角的な視点で作成する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 4(2022)年度に設置の「将来計画検討会議」では、「令和 3 年度以降の中期計画」の着実な実施と継続審議事項などの検討を行い、法人としての使命・目的の実現に向けて継続的に取り組みが進められている。さらに、令和 5(2023)年度には「将来計画検討会議」を「総合戦略推進室」に改組するとともに、「大学・短期大学部改組等合同検討会議」を設置して、継続的に本学および八戸学院大学全体の改組に係る検討に着手した。令和 6(2024)年度には「総合戦略推進室」を「総合戦略室」として、法人と大学等事務室と連携しながら中期計画の具体化を進め、令和 6(2024)年度には改組案を作成した。

(2) の①については、これまでも財政再建のために、平成 17(2005)年度に「第 1 次経営改善計画 (5 ヶ年)」、平成 22(2010)年度に「第 2 次経営改善計画 (5 ヶ年)」を策定し、経営基盤の強化に取り組むなどした。平成 31(2019)年度には、少子化対策による定員確保の方策や「令和 3(2021)年度以降の中期計画」の策定などを検討するため、それまでの「経営会議」を改組し、「総合企画室会議」を設置し、令和 3(2021)年度には「総合企画室会議」を「法人運営協議会」に改組して新たな検討課題の洗い出し、令和 4(2022)年度には「法人運営協議会」を「将来計画検討会議」に改組して、中期計画の見直しを行ってきたものの、すべての教育機関で定員の未充足が続いている状況である。

このような状況の中、引き続き各教育機関へは予算配分や緊縮財政の理解を求めていくことにしている。

(2) の②については、平成 31(2019)年 4 月に地域の介護人材需要の増大に応えるべく、介護福祉学科を開設するなど「第 3 次中期 5 ヶ年計画」を着実に実施してきたが、令和 5(2023)年度には介護福祉学科の入学者数が減少に転じ、令和 6(2024)年度も改善できないままである。

介護福祉学科では入学者数の減少が顕著であり、これからも定員充足がますます厳しくなっていくことが予想される。令和 8(2026)年度には青森県内で唯一の介護福祉士養成校となるという情勢を踏まえ、地方大学の運営に関する国の方針も見据えて、本学および八戸学院大学で検討中の総合的な改革を着実に実現し成果につなげるために、中期計画を詳細に作成する予定である。

(2) の③については、これまでも法人中期計画を策定してきたものの、大学と短期大学部を中心とした各教育機関の改組に重点を置いた計画内容であった。令和 5(2023)年度の認証評価実地調査では、「大学が定める中期的な計画については組織改編やキャンパス整備が中心となっているが、教学や財務等に関する内容を盛り込み、より詳細な計画として策定することが望まれる」と参考意見が付されたことから、今後は「総合戦略室」のメンバーを拡充し、より多角的な視点から中期計画の策定を進める予定である。

IV. 短期大学が独自に設定した 基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域社会への貢献

①自治体との連携事業

②地域の事業との連携・協力

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 自治体との連携事業

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）は開学以来、地域社会との連携を重視した学校運営を行ってきた。すなわち、各学科の教育理念・教育目的に基づき、それぞれの特性を活かして、地域社会の発展に寄与しうる人材の育成を目指し、地域に密着した教育活動を行っている。

平成 26(2014)年には、本学および八戸学院大学の有する多様な専門性と人的・物的資源を地域において活用するために、八戸学院地域連携研究センター（以下、地域連携研究センター）が設立された。

本学と近隣自治体との連携協定について、表 A-1-1 に示す。【資料 A-1-a～A-1-g】

表 A-1-1 本学と自治体との協定締結一覧（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

市町村	締結年月日	協定書名称
新郷村	平成 26(2014)年 3 月 27 日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学）
階上町	平成 27(2015)年 3 月 26 日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学）
五戸町	平成 27(2015)年 4 月 16 日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学）
八戸市	平成 27(2015)年 12 月 24 日	八戸学院大学、八戸学院短期大学及び八戸市における健康福祉連携協力に関する協定書
南部町	平成 28(2016)年 3 月 23 日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学）
三沢市	平成 30(2018)年 3 月 22 日	地方創生に係る包括連携協力に関する協定書 （大学・短期大学部）
三戸町	令和元(2019)年 8 月 20 日	連携協力に関する協定書（包括連携／大学・短期大学部）

これらの自治体から本学に協力の要請があった場合は、地域連携研究センターがそれを受け、学科に下ろして検討するか、それぞれの事業に関連する教員に直接的に依頼する。令和 6(2024)年度の実績を以下に述べる。

1. 八戸市

地域連携研究センターが窓口となり、本学教員が参画している受託研究・受託事業として、「大学資産を活用したアートの学び事業」（委託者：八戸市美術館）、「八戸市外国人介

護人材交流会等事業」がある。前者については、令和 6(2024)年度の本学教員による実績として、「創作体験ワークショップ」(1回)、美術館のアクセシビリティ向上事業として「託児ルーム」(6回)と「ハッピーファミリーアワー」(3回)があった。後者としては、「KAI-GO !!セミナー」「KAI-GO !!交流会」(各1回)が開催されている。また、八戸市美術館には八戸学院大学と本学のサテライトオフィス「まちなかラボ」が入居しており、介護福祉学科では令和 6(2024)年度に「オープンカレッジ」を7回開催した。【資料 A-1-h, A-1-i】

2. 階上町

階上町連携事業として、「はしかみ臥牛山まつり」「階上町民文化祭」「はしかみいちご煮祭り」等に本学の学生が参加している。令和 6(2024)年度は令和 4(2022)・5(2023)年度に引き続き、階上町民文化祭において、読み聞かせサークルによる「はちたんおはなし会」が行われた。

3. 南部町

地域の介護人材不足の現状を踏まえ、介護福祉学科では開設以来留学生を積極的に受け入れており、令和 4(2022)年からは日本語学校(2校)・養成施設(本学)・介護保険事業所が連携して外国人介護人材を育成している。特に、南部町と本学の間では「青森なんぶモデルによる介護人材の確保・育成スキーム」を構築し、町が留学生へ住居の提供や、事業所への支援を行っている。このスキームによって令和 4(2022)年にベトナム人留学生1人、令和 5(2023)年にタイ人留学生2人、令和 7(2025)年度にはネパール人留学生1人が入学した。南部町、事業所、本学関係者が定期的に情報交換し、留学生の学修・生活状況を確認しながら運用を行っている。

② 地域の事業との連携・協力

1. 保育者の学びのニーズに応じた研修

本学では青森県社会福祉協議会青森県保育士・保育所支援センターと共催で、「保育者の学びのニーズに応じた研修」を開催している。令和 6(2024)年度は8月31日に「令和6年度 保育者の学びのニーズに応じた研修～子どものしあわせと保育者のしあわせ～」を対面とオンラインのハイブリッドで開催した。4本の講義を用意し、うち1つの講義では本学の教員が講師を務めた。

2. 出張講義・講演

幼児保育学科・介護福祉学科ともに、地域の研修会等多くの教員が講師として協力している。令和 6(2024)年度の実績としては、青森県私立幼稚園連合会 八戸地区会管理職・主任研修会講師、八戸市私立幼稚園協会 初任者研修会講師、八戸市保育連合会 保育士等キャリアアップ研修会「幼児教育分野」講師、保育のデザイン研究所 保育士等キャリアアップ研修会講師、八戸市地域包括支援センター 認知症サポーター養成講座講師、六ヶ所村保育等研修会講師、五戸町幼児教育研究会研修会講師、青森県介護支援専門員協会 八戸支部研修講師、青森県社会福祉協議会主催 保育者の学びのニーズに応じた研修講師、岩手県認知症地域支援推進員活動促進研修会講師、岩手町長寿介護課地域包括支援センター 認

知症講演会講師、住田町保健・医療・福祉・介護合同研修会講師、三戸町社会福祉協議会主催見守り活動研修会講師、洋野町地域包括支援センター 認知症予防普及啓発講演会講師、岩泉町地域包括支援センター 認知症サポーター養成講座講師、北上市福祉部長寿介護課研修会講師、八戸市委託事業大学資産を活用したアートの学び事業「創作体験ワークショップ」講師があり、その他に市民講座や地域の幼稚園、保育園、小中高等学校の研修会での講師等の実績が見られた。さらに、介護福祉学科では学生が「KAIGO レンジャー」に扮して教員とともに施設や学校に出向き、介護予防体操や認知症クイズを展開する活動を展開している。

3. その他の社会活動

令和 6(2024)年度の講義・講演以外の社会活動の実績は、以下の通りである。まず、特別支援に関わる活動として、八戸市こども支援センター「心の支援事業」における小・中学校への巡回支援、同センターの幼児教育アドバイザーとしての八戸市内の幼稚園、保育所、認定こども園での巡回相談があった。その他の子育て支援に関わる活動として、親子クッキング教室、イングリッシュハンドベル講座、こども絵画コンクールや作品展の審査、八戸市読書推進事業「ブックスタート」での読み聞かせ活動などがあり、高齢者や障がい者支援に関わる活動としては、祖父母と孫を対象とした体操教室の実践、成年貢献活動、認知症カフェの運営および買い物支援があった。さらに、グローバル人材養成セミナーなどの国際交流に関わる社会活動にも参画している。

また、教員はさまざまな会議体や団体の委員・アドバイザーとして活動している。令和 6(2024)年度の活動実績として、青森県家庭教育支援推進協議会、青森県待機児童対策協議会、青森県介護支援専門員研修向上委員会部会、「あおもりグローバルアカデミー」、青森県子ども読書推進、八戸市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員、八戸市子ども支援センター幼児教育アドバイザー、八戸市景観審議会、八戸市民生委員推薦会、八戸市幼保小連携推進協議会アドバイザー、第 80 回国民スポーツ大会八戸市・階上町準備委員会委員、八戸市社会教育会議、三沢市子ども未来・子育て会議、三沢市総合計画策定、三沢市総合戦略有識者会議、在三沢米軍施設・区域内大学就学者選考委員会、階上町産業振興委員会、岩手県社会福祉士会権利擁護センターぱあと、岩手洋野町総合福祉推進協議会地域福祉部会、洋野町架け橋プログラム開発会議、一戸町地域包括ケアシステム検討委員会見守り部隊オブザーバー、岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議等があり、各種団体の理事、評議員、監事を務めている教員も少なくない。

A-2. 地域に密着した教育・研究

①青森県南地域をフィールドとした教育活動

②本学の特色を生かした教育研究活動

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 青森県南地域をフィールドとした教育活動

本学では、学生のほとんどが青森県南および岩手県北地域から入学している。在学中に両学科とも地域の施設で実習を重ねるが、それだけでなく、ゼミナールその他の授業、行事、ボランティア、サークル等で地域をフィールドとした教育活動を行っている。

1. ゼミナール

幼児保育学科ではゼミナールが卒業必修科目となっている。各ゼミナールでは教員の専門性を生かした活動を展開しており、ゼミナール活動がサークルに発展することもある。それらを主体として、地域のさまざまな場において、ハンドベル、プレーパーク、運動遊びの指導、障害児との交流、親子料理教室、造形教室などの多彩な活動が行われている。

2. ミニオペレッタ

幼児保育学科 2 年生は長年、卒業前の 2 月に開催される八戸市主催の「はちのへこどもフェスタ」に参加し、八戸市公民館文化ホールにおいて、2 年間の学びの集大成である「ミニオペレッタ」発表を行ってきた。これは幼児保育学科の卒業必修科目「総合表現」に位置づけられるもので、複数のグループがそれぞれ工夫を凝らした舞台を披露する。毎年学生の保護者や卒業生だけでなく、地域の子どもと保護者が大勢来場し、アンケートには多くの好意的なメッセージが寄せられてきた。コロナ禍でこどもフェスタが中止になった間もミニオペレッタ発表は継続し、令和 4(2022)年度からは「はちのへこどもフェスタ」を離れて、本学独自の卒業公演として八戸市公会堂ホールで実施することとなった。

令和 6(2024)年度の公演には法人内幼稚園ほか八戸市内保育園・幼稚園の園児、系列高等学校の生徒、保護者、卒業生など 1,000 人以上が訪れ、舞台と観客が一体となった盛り上がりを見せた。【資料 A-2-a】

3. クリスマスコンサート

幼児保育学科では令和 3(2021)年度から八戸ポータルミュージアムはっちにおいて、クリスマス前の土曜日にクリスマスコンサート（「はっち de クリスマスコンサート」）を開催している。その年によって内容は変化するが、合唱、ハンドベル演奏、絵本の読み聞かせ、手遊び、手作り楽器やおもちゃの展示など日頃の学びの成果を披露し、市民に楽しまれている。令和 6(2024)年度は午前中に 1 年生が授業の一環で読み聞かせ、合唱、演奏、手遊びを行い、午後はハンドベル、読み聞かせ、ダンスのサークルが参加した。

4. 八戸七夕祭り

本学は地域に根ざした大学として、地域行事である八戸七夕祭りの前夜祭で行われる「八戸小唄流し踊り」に例年参加している。【資料 A-2-b】

幼児保育学科ではこの活動は体育と美術のカリキュラムに位置づけられており、毎年 1 年生の美術の授業で七夕祭りの吹き流しを制作し、中心街の飾り付けに寄与している。学生らしい創意工夫を施した吹き流しは平成 28(2016)年に最優秀賞を獲得し、その後も毎年優秀賞を受賞している。

令和 2(2020)～令和 4(2022)年度は七夕祭りが中止となったが、郷土を愛する心を育む活動として、体育の授業での流し踊りの練習と学内発表、美術の授業での吹き流し（学内向

けの小さいサイズのもの)の制作と展示は継続した。令和 5(2023)年度には七夕祭りが復活したが、この年から流し踊りは両学科のカリキュラム(介護福祉学科では「地域文化論Ⅰ・Ⅱ」、幼児保育学科では「地域文化論実践講座Ⅰ・Ⅱ」)に組み込まれ、令和 6(2024)年度は両学科の1・2年生全員が参加した。

5. 授業における地域児童との交流

幼児保育学科では例年「健康」と「環境」の授業のコラボレーション活動として、市内の保育園園児と交流している。令和 2(2020)年度はオンラインでの交流会としたが、令和 3(2021)年度からは対面での交流を再開し、その後も継続して実施している。

令和 2(2020)年度から、青森県環境生活部青少年・男女共同参画課からの依頼を受け、介護福祉学科の学生が中・高校生を対象とした「他人を思いやり命を大切にする心を育む対話集会」にファシリテーターとして参加している。介護福祉学科の学生らしい共感性とコミュニケーション力を生かした特色ある教育活動となっている。

6. はちがくフェス(学園祭)

本学では従来から学園祭を教育の一環と位置づけ、日頃の学習の成果を発表するとともに、来場者と交流して学びを深める場としてきた。コロナ禍を経て令和 5(2023)年度は4年ぶりに2日間とも一般の来場者を迎えての開催となり、令和 6(2024)年度も幼児保育学科は各ゼミナールがそれぞれの特徴を生かした子ども向けの企画を展開し、介護福祉学科は学科企画として高齢者疑似体験とレクリエーションを実施した。どちらも多くの来客を迎え、学生の模擬店も盛況であった。【資料 A-2-c】

7. ボランティア

本学は地域に根ざした高等教育機関として、地域の多くの施設からボランティアの依頼を受けており、学生に対してはキャンパス外の貴重な学びの経験として、ボランティア活動を推奨している。活動内容はさまざまだが、保育所や幼稚園、小学校、福祉施設の行事の運営補助やステージ出演が多い。コロナ禍を経て、令和 5(2023)年度には幼児保育学科のカリキュラムが改訂され、新設科目「地域文化論実践講座Ⅰ・Ⅱ」にボランティアが位置づけられたため、令和 6(2024)年度は全学生が年間3回以上のボランティアに参加した。一方、介護福祉学科ではサークルを主体としてボランティア活動を行っている。

② 本学の特色を生かした教育研究活動

研修会等とは別に、教員の持つ専門性を生かし、一般市民を対象として継続的に行われている活動がある。これらは地域貢献活動であるとともに、教員の実践的研究の場であり、参加する学生にとっても貴重な学びの場となっている。

1. ウォーキングクラス・体操教室

平成 26(2014)年度より、地域の高齢者を対象とした健康促進のためのウォーキングクラスを本学体育館で週2回程度実施している。令和 6(2024)年度は幼児保育学科と介護福祉学科の教員が協力して運営・指導を行った。【資料 A-2-d】

また、令和 3(2021)年度からは祖父母と孫、親子を対象とした体操教室も展開されている。令和 6(2024)年度は前年に引き続き八戸市の学生まちづくり助成金を得て、運動と社会的交流を活用した健康づくり「みんなであんべ わいわい体操教室」を市内で計 6 回開催した。すべての世代が実施できるような体操を考案したことで、孫世代と高齢者が一緒に取り組める活動となっており、世代間交流を促進し、自宅での健康習慣づくりにもつながる内容である。介護福祉と幼児保育のコラボレーションとしても意義深い活動ととらえられる。

2. 1Park (わんぱーく)

従来の公園等とは異なり、子どもが自由に遊びを展開することができる場「プレーパーク」を作る活動が全国的に拡大している。本学では幼児教育を専門とする教員がこの活動を実践しており、地域のさまざまなイベント等に参加し、ゼミナールの学生とともに冒険遊び場「1Park (わんぱーく)」を提供している。保護者からは、子どもが夢中になって遊ぶ姿に新鮮な感動を覚えたといった高い評価が毎回寄せられている。【資料 A-2-e】

3. ハンドベル・音楽活動

幼児保育学科の音楽の教員がハンドベルの研究を専門としており、幼稚園や地域でハンドベルを行ったり、ゼミナールやサークルの学生を率いて地域でミニコンサートを開催したりしている。令和 6(2024)年度は「はっち de クリスマスコンサート」のほか、青森労災病院のクリスマス会で演奏を行った。また、卒業生有志によって結成された「HGJC リンガーズ」を長年運営・指導し、演奏活動を行っている。【資料 A-2-f】

4. 絵本の制作と読み聞かせ

読み聞かせサークルにおいて、絵本の読み聞かせに加えて、大型手作り絵本やパネルシアターの作成に取り組んでいる。令和 6(2024)年度は階上町町民文化祭でおはなし会を実施し、「はっち de クリスマスコンサート」でもクリスマスの絵本の読み聞かせを行った。【資料 A-2-g】

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

地域に根ざした大学として、両学科ともに教員・学生が多彩な活動を展開しており、教育と地域貢献の面から高く評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

各自治体と連携協定を結んでいるが、具体的な事業の展開や外部資金の受け入れについては課題が残る。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

地域連携研究センターを中心に、八戸市美術館およびまちなかラボを活用した事業の展開を進めている。また、令和 9(2027)年には青森県内の介護福祉士養成施設は本学のみに

なることから、自治体による本学への支援も呼びかける予定である。

V. 特記事項

V. 特記事項

1. 多様な学生に応じたきめ細かい学生支援

幼児保育学科ではゼミナール担当教員、介護福祉学科では「基礎演習」および「研究演習」の担当教員が中心となって学生の支援に当たり、教職員は学科教授会等で学生の情報を共有している。退学防止策として、欠席の増えた学生や資格取得が危ぶまれる学生に対しては早めに本人との面談、保護者への通知および面談を行っている。その上で単位が修得できなかった科目を次年度に再履修できるよう時間割を調整する、単位互換制度を利用して八戸学院大学で単位を修得させる、科目等履修生として卒業後に単位を修得させるなどの方策を採っている。

また、近年は特別な支援を要する学生が増えていることから、学生相談・特別支援室が中心となって相談体制を構築し、早い段階で支援を求めることができるよう、障害のある学生に対する基本方針を策定して「本学ホームページ」に掲載している。令和 6(2024)年度は幼児保育学科、介護福祉学科ともに特別支援の利用学生があった。

介護福祉学科には毎年外国人学生が入学しているため、各学生の日本語のレベルに応じた日本語学習支援を行っている。

2. 少人数でのアクティブ・ラーニング

両学科ともアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、グループ・ディスカッション、事例検討、ロールプレイング（模擬保育等）、パワーポイントを使った学習発表、レスポンスカード、学生による相互評価等を実施している。

教育の効果を高めるため、幼児保育学科では受講者が 50 人以下であっても必要に応じて複数クラスに分けたり教員を複数配置したりして、進度や学習内容に応じた指導ができる体制をとっており、介護福祉学科でも学生数や留学生の状況に応じて複数クラス制を導入している。

3. 法人内各校との連携

法人内の各学校は教育面においてさまざまな形で連携している。学生は在学中に大学の科目を履修可能であり、また、卒業後に大学に 3 年次編入して学びを深めることもできる。これまでの編入学実績は主にスポーツに携わる学生によるものだったが、令和 5(2023)年度からは介護福祉士と社会福祉士の資格を 4 年で取得することができるよう、介護福祉学科のカリキュラムを整備した。

系列の高等学校（特に保育福祉科）とは交流が盛んであり、実習報告会やゼミナール報告会、行事への高校生の参加、本学の教員による出前授業などの事業によって、学生・生徒の学修意欲の向上を図っている。系列の幼稚園では毎年教育実習が行われるほか、ゼミナールやサークルの活動でも園児と頻繁に交流がもたれている。また、令和 4(2022)年からは「合唱」と「表現」の授業を利用して、新たに学生と園児が合同でリトミックの舞台（「星の子シアター」）を創り上げている。こうした活動が本学の特徴であり、教育の質を高めることにつながっている。

VI. エビデンス集一覧

VI. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人光星学院寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	令和 7 年度版八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	八戸学院大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 7 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2025 年度学修の手引き	
【資料 F-6】	短期大学組織図	
	学校法人光星学院組織機構図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	令和 7 年度事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和 6 年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	令和 3(2021)年度以降の中期計画	
【資料 F-10】	法人及び短期大学の規程一覧及び規程集	
	学校法人光星学院諸規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	理事会・評議員会名簿	
	令和 6 年度理事会開催状況（開催日、理事・監事の出席状況） 令和 6 年度評議員会開催状況（開催日、評議員の出席状況）	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	令和 2 年度～令和 6 年度計算書類 （資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）、財産目録	
	令和 2 年度～令和 6 年度会計監査報告書	
	令和 2 年度～令和 6 年度監事監査報告書	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2025 年度シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	令和 7 年度の三つのポリシー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	（指摘事項なし）	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	（指摘事項なし）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 1-1-a】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（大学案内／教育情報の公表）	
【資料 1-1-b】	2025 年度学修の手引き	
【資料 1-1-c】	令和 7 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項	
【資料 1-1-d】	令和 3 (2021) 年度以降の中期計画	
【資料 1-1-e】	法人中期計画 改組等検討スケジュール	
【資料 1-1-f】	八戸学院図書館規程、八戸学院地域連携研究センター規程 八戸学院健康・スポーツ科学研究所規程	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-1-a】	内部質保証に関する方針	
【資料 2-1-b】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
【資料 2-1-c】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程	
【資料 2-1-d】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程	
【資料 2-1-e】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-2-a】	八戸学院大学短期大学部学則	
【資料 2-2-b】	アセスメント・ポリシー	
【資料 2-2-c】	ティーチング・ポートフォリオ実施の手引き	
【資料 2-2-d】	2024 年度卒業時アンケート報告（短期大学部）	
【資料 2-2-e】	2024 年度「学修成果の把握」前期調査報告	
【資料 2-2-f】	I R 情報による教育課程の検証について	
2-3. 内部質保証の機能性		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-3-a】	授業アンケート	
【資料 2-3-b】	教育プログラム編成に係る学生との意見交換会	
【資料 2-3-c】	学生生活調査	
【資料 2-3-d】	関係団体懇談会	
【資料 2-3-e】	内部質保証に関する方針	
【資料 2-3-f】	アセスメント・ポリシー	
【資料 2-3-g】	令和 7 年度学科・委員会の事業計画書	
【資料 2-3-h】	令和 6 年度学科・委員会の事業報告書	
【資料 2-3-i】	令和 7 年度事業計画書	
【資料 2-3-j】	令和 6 年度事業報告書	
【資料 2-3-k】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（情報公開）	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-1-a】	令和 7 年度の三つのポリシー	
【資料 3-1-b】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（大学案内／教育情報の公表）	
【資料 3-1-c】	2025 年度学修の手引き	
【資料 3-1-d】	令和 7 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項	
【資料 3-1-e】	2025 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入試ガイド	
【資料 3-1-f】	八戸学院大学短期大学部学則第 40 条 2 項	
【資料 3-1-g】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学試験運営委員会規程	
【資料 3-1-h】	令和 7 年度大学入学者選抜実施要項について（通知）	
【資料 3-1-i】	2025 年度入試出願状況まとめ	
【資料 3-1-j】	八戸学院大学短期大学部学則第 2 条の 3、第 18 条 2 項、第 21 条、第 39 条 2 項	
【資料 3-1-k】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜委員会規程	
【資料 3-1-l】	令和 7 年度大学入学者選抜実施要項について（通知）	
【資料 3-1-m】	学科の入学者数・入学定員充足率・在籍学生数・収容定員充足率等	【共通基礎様式 2】と同じ
3-2. 学修支援		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-2-a】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学内ワークスタディ規程	
【資料 3-2-b】	令和 6 年度学内ワークスタディ採用実績	
【資料 3-2-c】	令和 7 年度春学期期オフィスアワー（一覧表）	
【資料 3-2-d】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学生相談・特別支援室規程	
【資料 3-2-e】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部障害学生修学支援規程	
【資料 3-2-f】	幼児保育学科 教職履修カルテ様式・記載例	
【資料 3-2-g】	入学前課題	
【資料 3-2-h】	一般常識調査	
【資料 3-2-i】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（国際交流／海外研修制度）	
【資料 3-2-j】	学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）外国留学等補助金交付申請に係る公募要項	
【資料 3-2-k】	「海外事情」シラバス	
【資料 3-2-l】	令和 6 年度タイ海外研修日程	
【資料 3-2-m】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（国際交流／インターンシップ）	
【資料 3-2-n】	あおもりグローバルアカデミー2023 募集案内	
3-3. キャリア支援		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-3-a】	マナー講座実施要項	
【資料 3-3-b】	令和 6 年度「卒業生との懇談会」実施要項（幼児保育学科）	
【資料 3-3-c】	令和 6 年度「事業所・卒業生に対するアンケート」結果	
【資料 3-3-d】	令和 6 年度「卒業生との懇談会」実施要項（介護福祉学科）	
【資料 3-3-e】	国家試験対策関係資料	
【資料 3-3-f】	八戸学院大学短期大学部就職支援委員会規程	
3-4. 学生サービス		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

【資料 3-4-a】	八戸学院大学短期大学部学生委員会規程	
【資料 3-4-b】	学校法人光星学院育英・奨学規程	
【資料 3-4-c】	八戸学院大学短期大学部学業特待生規程	
【資料 3-4-d】	八戸学院大学短期大学部創造育成特待生規程	
【資料 3-4-e】	八戸学院大学短期大学部修学奨励生規程	
【資料 3-4-f】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部教育ローン利子補給奨学金規程	
【資料 3-4-g】	八戸学院大学短期大学部授業料等減免規程	
【資料 3-4-h】	八戸学院大学短期大学部光星学院系列高等学校関係奨学等に関する内規	
【資料 3-4-i】	学校法人光星学院教職員子女学納金減免規程	
【資料 3-4-j】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部外国人留学生学納金等減免規程	
【資料 3-4-k】	八戸学院大学短期大学部学生会規約	
【資料 3-4-l】	令和 6 年度保健室利用状況	
【資料 3-4-m】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学生相談・特別支援室規程	
【資料 3-4-n】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部「令和 6 年度 学生相談・特別支援室研修会」資料	
【資料 3-4-o】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部「令和 6 年度 学生相談・特別支援室研修会」アンケート集計結果	
【資料 3-4-p】	学生相談室ご利用案内	
【資料 3-4-q】	学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 3-4-r】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学生相談・特別支援室規程	
【資料 3-4-s】	令和 6 年度学生生活に関するガイダンス資料	
【資料 3-4-t】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部車両通学規程	
【資料 3-4-u】	令和 6 年度キャンパス巡回指導について	
【資料 3-4-v】	令和 6 年度キャンパス巡回指導の集計結果	
【資料 3-4-w】	令和 6 年度交通事故状況一覧	
3-5. 学修環境の整備		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-5-a】	学校法人光星学院情報システム委員会規程	
【資料 3-5-b】	図書館利用統計（過去 5 年）	
【資料 3-5-c】	クリスマスを待ち望む待降節ミサの案内文	
【資料 3-5-d】	八戸学院図書館規程	
【資料 3-5-e】	八戸学院図書館規程細則	
【資料 3-5-f】	国境なき医師団からの感謝状	
【資料 3-5-g】	自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約書	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-1-a】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（大学案内／教育情報の公表）	
【資料 4-1-b】	2025 年度学修の手引き	
【資料 4-1-c】	八戸学院大学短期大学部学則	
【資料 4-1-d】	八戸学院大学短期大学部履修規程	
【資料 4-1-e】	八戸学院大学短期大学部試験規程	

【資料 4-1-f】	令和 7 年度八戸学院大学短期大学部オリエンテーション教務関係資料	
【資料 4-1-g】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレード・ポイント・アベレージ（GPA）規程	
【資料 4-1-h】	八戸学院大学短期大学部学位規程	
【資料 4-1-i】	令和 6 年度卒業判定準備会議資料	
【資料 4-1-j】	令和 6 年度八戸学院大学短期大学部卒業判定および修了判定資料	
4-2. 教育課程及び教授方法		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-2-a】	八戸学院大学短期大学部ホームページ（大学案内／教育情報の公表）	
【資料 4-2-b】	2025 年度学修の手引き	
【資料 4-2-c】	八戸学院大学短期大学部履修規程（別表 1～2）	
【資料 4-2-d】	八戸学院大学短期大学部履修規程	
【資料 4-2-e】	保育の文章表現Ⅰ・Ⅱ（シラバス）	
【資料 4-2-f】	介護福祉士国家試験対策講座	
4-3. 学修成果の点検・評価		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-3-a】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程	
【資料 4-3-b】	アセスメント・ポリシー	
【資料 4-3-c】	令和 6 年度八戸学院大学短期大学部卒業判定および修了判定資料	
【資料 4-3-d】	令和 7 年度科目等履修生一覧	
【資料 4-3-e】	令和 6 年度「事業所・卒業生に対するアンケート」結果	
【資料 4-3-f】	R5（2023）年度卒業時アンケートの集計結果報告（短期大学部）	
【資料 4-3-g】	2023 年度八戸学院大学短期大学部「学修成果の把握」調査報告	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教学マネジメントの機能性		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-1-a】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程	
【資料 5-1-b】	令和 7 年度校務分掌	
【資料 5-1-c】	八戸学院大学短期大学部学則	
【資料 5-1-d】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
【資料 5-1-e】	八戸学院大学短期大学部教授会規程	
【資料 5-1-f】	令和 6 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 委員会ほか一覧	
【資料 5-1-g】	学校法人光星学院運営組織規程	
【資料 5-1-h】	学校法人光星学院運営組織事務分掌細則	
【資料 5-1-i】	学校法人光星学院就業規則	
【資料 5-1-j】	学校法人光星学院一般職員採用・昇任規程	
5-2. 教員の配置・職能開発等		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-2-a】	八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程	
【資料 5-2-b】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程	
【資料 5-2-c】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
5-3. 職員の研修		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-3-a】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップ	

	メント委員会規程	
【資料 5-3-b】	2025 年度 FD 委員会事業計画	
【資料 5-3-c】	令和 6 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 FD 報告書	
【資料 5-3-d】	2024 年度授業アンケートの回収率と集計結果（短期大学部）	
【資料 5-3-e】	2024 年度授業参観の実施状況	
【資料 5-3-f】	令和 6 年度 FD 研修会	
【資料 5-3-g】	第 32 回 FD ネットワーク“つばさ”協議会資料	
【資料 5-3-h】	令和 6 年度 F D 研修会（八戸学院授業支援システム講習会）	
【資料 5-3-i】	学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程	
【資料 5-3-j】	学校法人光星学院一般職員研修規程	
【資料 5-3-k】	令和 6 年度辞令交付式・SD 研修会について	
【資料 5-3-l】	令和 6 年度「事務職員 SD 研修会」について	
【資料 5-3-m】	令和 6 年度日本私立大学協会東北支部事務研修会	
【資料 5-3-n】	令和 6 年度日本私立大学協会東北支部事務研修会 実施要領	
5-4. 研究支援		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-4-a】	2025 年度学修の手引き（八戸学院大学短期大学部平面図、pp. 73-75）	
【資料 5-4-b】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程	
【資料 5-4-c】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則	
【資料 5-4-d】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程	
【資料 5-4-e】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 5-4-f】	「研究倫理 e ラーニングコース」受講状況	
【資料 5-4-g】	八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程	
【資料 5-4-h】	令和 6 年度八戸学院大学短期大学部研究費取扱要領	
【資料 5-4-i】	令和 6 年度八戸学院大学短期大学部特別研究費取扱・申請要領	
【資料 5-4-j】	学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要領	
【資料 5-4-k】	八戸学院大学短期大学部後援会特別助成にかかる研究計画の公募要項	
【資料 5-4-l】	特別研究費・イノベーションプログラム研究成果発表会資料	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-1-a】	学校法人光星学院寄附行為	
【資料 6-1-b】	学校法人光星学院寄附行為施行細則	
【資料 6-1-c】	学校法人光星学院公益通報に関する規程	
【資料 6-1-d】	学校法人光星学院運営組織規程	
【資料 6-1-e】	学校法人光星学院個人情報保護規程	
【資料 6-1-f】	八戸学院図書館個人情報保護規程	
【資料 6-1-g】	学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 6-1-h】	学校法人光星学院危機管理規程	
【資料 6-1-i】	八戸学院大学短期大学部危機管理マニュアル	
【資料 6-1-j】	交通安全講習会に関する資料	
【資料 6-1-k】	八戸学院大学短期大学部防火管理規程	

【資料 6-1-l】	令和 6 年度消防訓練実施計画書	
【資料 6-1-m】	自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約書	
【資料 6-1-n】	学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程	
【資料 6-1-o】	衛生管理者職場パトロールのチェックリスト	
【資料 6-1-p】	ストレスチェックの案内および調査票	
6-2. 理事会の機能		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-2-a】	学校法人光星学院寄附行為	
【資料 6-2-b】	学校法人光星学院寄附行為施行細則	
【資料 6-2-c】	令和 6 年度理事会開催状況（開催日、理事・監事の出席状況）	
【資料 6-2-d】	令和 7 年度事業計画書	
【資料 6-2-e】	令和 6 年度事業報告書	
【資料 6-2-f】	令和 3 (2021) 年度以降の中期計画	
【資料 6-2-g】	大学・短期大学部改組等合同検討会議	
6-3. 管理運営の円滑化と相互チェック機能		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-3-a】	八戸学院大学短期大学部学則	
【資料 6-3-b】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
【資料 6-3-c】	八戸学院大学短期大学部教授会規程	
【資料 6-3-d】	学校法人光星学院寄附行為	
【資料 6-3-e】	令和 6 年度評議員会開催状況（開催日、評議員の出席状況）	
【資料 6-3-f】	令和 6 年度監事会記録	
【資料 6-3-g】	令和 6 年度会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録	
【資料 6-3-h】	令和 6 年度監事監査記録	
【資料 6-3-i】	令和 6 年度内部監査記録	
6-4. 財務基盤と収支		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-4-a】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 6-4-b】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程	
【資料 6-4-c】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程	
【資料 6-4-d】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程	
【資料 6-4-e】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 6-4-f】	学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）運営委員会規程	
【資料 6-4-g】	第 3 次中期 5 ヶ年計画書	
6-5. 会計		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-5-a】	学校法人光星学院経理規程	
【資料 6-5-b】	学校法人光星学院経理規程施行細則	
【資料 6-5-c】	学校法人光星学院固定資産および物品管理規程	
【資料 6-5-d】	学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱	
【資料 6-5-e】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範	
【資料 6-5-f】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針	
【資料 6-5-g】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 6-5-h】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程	

【資料 6-5-i】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程	
【資料 6-5-j】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程	
【資料 6-5-k】	八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程	
【資料 6-5-l】	令和 6 年度監査報告書	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会への貢献		
【資料 A-1-a】	連携協力に関する協定（新郷村）	
【資料 A-1-b】	連携協力に関する協定（階上町）	
【資料 A-1-c】	連携協力に関する協定（五戸町）	
【資料 A-1-d】	八戸学院大学、八戸学院短期大学及び八戸市における健康福祉連携協力に関する協定	
【資料 A-1-e】	連携協力に関する協定（南部町）	
【資料 A-1-f】	地方創生に係る包括連携協力に関する協定（三沢市）	
【資料 A-1-g】	包括連携協力に関する協定（三戸町）	
【資料 A-1-h】	大学資産を活用したアートの学び事業業務委託実施報告書	
【資料 A-1-i】	八戸市外国人介護人材交流会等事業報告書等	
A-2. 地域に密着した教育・研究		
【資料 A-2-a】	「ミニオペレッタ」資料	
【資料 A-2-b】	「流し踊り」資料	
【資料 A-2-c】	「はちがくフェス」パンフレット	
【資料 A-2-d】	「ウォーキングクラス」チラシ	
【資料 A-2-e】	「1 Park（わんぱーく）」チラシ	
【資料 A-2-f】	「ハンドバルコンサート」プログラム	
【資料 A-2-g】	「はっち de クリスマス」チラシ	

令和 7 年度 自己点検評価委員会

委員長	幸 田 威久矢（准 教 授）
副委員長	三 上 幾 子（教 授）
委 員	鳴 海 孝 彦（准 教 授）

令和 7 年度 八戸学院大学短期大学部自己点検評価書
令和 7 年 1 0 月発行

編集 八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会
発行 八戸学院大学短期大学部

〒031-0844 青森県八戸市美保野 13-384
TEL 0178 (25) 4411
FAX 0178 (25) 2220

